

平成30年 7 月 2 日 (月曜日)

第 3 号

平成30年第2回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第3号

平成30年7月2日（月曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
塚本敏一君	
副委員長	
中川浩利君	
浅野貴博君	赤根広介君
清水拓也君	
新沼透君	
田中英樹君	
笹田浩君	
中野秀敏君	
三好雅君	
松浦宗信君	
内海英徳君	
平出陽子君	
遠藤連君	

出席説明員

農政部長	梶田敏博君
農政部長 食の安全推進監	甲谷恵君
農政部次長	青木誠雄君
食の安全推進局長	立花智君
生産振興局長	宮田大君
農業経営局長	渡邊頭太郎君
農村振興局長	橋本智史君
農政部技監	足立一郎君
競馬事業室長	田中源一君

技術支援担当局長	秋元勝彦君
活性化支援担当局長	西崎高君
農政課長	水戸部裕君
政策調整担当課長	野口正浩君
食品政策課長	瀬川辰徳君
6次産業化担当課長	雄谷淳史君
農産振興課長	山野寺元一君
水田担当課長	小檜山久寿君
畜産振興課長	山口和海君
環境飼料担当課長	今田信彦君
家畜衛生担当課長	山口俊昭君
技術普及課長	白旗哲史君
農業環境担当課長	河野勉君
農業経営課長	赤池政彦君
農地調整課長	尾崎純一君
農村設計課長	芳賀是則君
事業調整課長	須藤正之君
農業施設管理課長	中山篤史君
農村計画課長	坂井松信君
農地整備課長	山崎毅匡君
農村整備課長	高崎悟君

経済部長	倉本博史君
経済部観光振興監	本間研一君
経済部食産業振興監	中田克哉君
経済部次長	加藤浩君
食関連産業室長	谷岡俊則君
経済企画局長	三島斉君
観光局長	近藤裕司君
地域経済局長	田畑洋一君

【第2分科会 7月2日 第3号】

産業振興局長	野村 聡 君	産業振興課長	新津 健次 君
労働政策局長	堀 泰雄 君	環境・エネルギー室 参	北村 英士 君
誘客担当局長	楨 信彦 君	雇用労政課長	水口 伸生 君
環境・エネルギー 室 長	鳴海 拓史 君	働き方改革推進室長	大矢 邦博 君
総務課長	佐藤 昌彦 君		
食関連産業室参事	沖野 洋 君	議会事務局職員出席者	
経済企画課長	仲野 克彦 君	議事課主幹	永井 宏佳 君
観光局参事	奥河 俊明 君	議事課主査	田中 啓之 君
同	磯部 政志 君	同	堤 輔 君
同	小野寺 淳一 君	同	伊藤 秀和 君
同	安彦 史朗 君	同	渋谷 崇 君
同	森 秀生 君	同	高橋 智嗣 君
中小企業課長	佐藤 隆久 君	同	神澤 信宏 君

午後 1 時 開議

○塚本敏一委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔田中主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

田 中 英 樹 委員
中 野 秀 敏 委員

であります。

○塚本敏一委員長 それでは、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

1. 農政部所管審査（続）

○塚本敏一委員長 6月29日に引き続き、農政部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

中野秀敏君。

○中野秀敏委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきたいというふうに思います。

最初に、米を初めとした農畜産物の輸出拡大の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

先月の第7回日中韓サミットのために訪日された中国の李克強首相が、5月10日から11日の2日間の日程で来道されました。道内のものづくりの現場などを視察され、高品質で、安全、安心

な食材を使ったおいしい料理を味わっていただくことで、本道の強みを大いにアピールできたものと考えているところであります。

李首相からは、北海道は、日本でも重要な農業生産の拠点であり、豊かな農産物や水産物を誇る地域で、農業分野で北海道とより多くの協力を展開したいとの発言があり、今回の来道をきっかけに、中国とのつながりをより一層強固なものとして、本道の活性化につなげたいとの知事の発言が伝えられたところであります。

今回の李首相の訪問は、中国の方々に本道の農畜産物のよさをアピールし、日中の友好協力ムードや関係改善の進展に向けて、北海道として一定の役割を果たすことができた、よい機会であったというふうに考えているところであります。

訪日の際に行われた日中首脳会談では、中国向けに日本産精米を輸出するために必要な精米工場の指定や薫蒸倉庫の登録が道内の3施設で行われることになり、今後の北海道米の輸出拡大に向けて関心が高まる場所でもありますけれども、これまでの経過を含め、数点伺いたいというふうに思います。

初めに、精米工場等の指定や登録については、道内の農業関係団体が平成23年から準備を進めてきたものでありますけれども、関係者の悲願が7年越しで実を結んだと聞いているところであります。

今回の指定などにより、中国向け輸出へのアプローチがしやすくなりましたが、一方で、国内で北海道米に対する引き合いが強まっていることから、国内の需給状況を踏まえた対応が求められると考えるところでありますけれども、中国向けの北海道米の輸出について、現状ではどのような課題があるのか、初めにお伺いをしたいというふうに思います。

○塚本敏一委員長 水田担当課長小檜山久寿君。

○小檜山水田担当課長 中国への北海道米の輸出の課題についてであります。本道では、関係団体などによる北海道農業再生協議会水田部会におきまして、主食用米や加工用米、輸出用米など、需要に応じた生産に向けて、平成30年産米における生産の目安を設定し、推進しているところでございます。

道といたしましては、国内の需要動向に対応しつつ、稲作経営の安定化を図っていく上で、輸出に取り組んでいくことは重要であり、今回、道内の精米施設などが指定、登録されたことは、北海道米の輸出拡大に向けて追い風になるものと考えております。

一方で、課題といたしましては、これまで輸出量が少なかったことから、効果的な販売手法やルートの開拓などが必要なこと、中国産米と北海道米の価格差が大きいことなどがあるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 価格差が非常に大きいということではありますが、生産者としては、やっぱり、高い価格で取引をしていただくのが一番いいわけでありまして、そういったルートをいかに開拓するかというのは、今後、非常に難しい問題であると思っておりますので、それぞれの関係団体等との

連携が強く求められると思うところであります。

国内の米の消費量は、毎年、約8万トンずつ減少するというふうに言われている中で、米の安定的な生産と農家所得の向上を図っていくためには、海外市場へ積極的に進出していくことが求められるわけであります。

このため、国は、平成31年に米や米加工品の輸出を600億円とする目標を掲げているわけでありすけれども、目標の達成に向けて、米の輸出量を飛躍的に拡大させるため、コメ海外市場拡大戦略プロジェクトを29年度にスタートさせ、31年の米の輸出目標を、米加工品の原料換算分も含めて10万トンに設定しているところであります。

国では、プロジェクトに参加する輸出事業者や産地の特定を進めているところでありますけれども、このプロジェクトに参加をしている道内の事業者等の状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思っております。

○小檜山水田担当課長 道内の事業者等の状況などについてであります。国が進めているコメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおきまして、本道からは、相手国に対して実際に輸出を行う戦略的輸出事業者として、ホクレンや株式会社ショクレン北海道などの7事業者が、また、輸出用米の安定的な生産を行う戦略的輸出基地として、空知や上川管内などの12の産地と1団体が参加しているところでございます。

七つの戦略的輸出事業者の輸出実績の合計は、平成28年で1600トン程度にとどまっていますが、31年には2万1000トンにまで拡大する意欲的な目標を設定しているところであります。

国としては、輸出目標の10万トンの達成に向けて、輸出事業者と産地のリストの公表やマッチング、海外のニーズ、取引情報の提供、海外プロモーションへの支援などを行っているところであり、道といたしましても、プロジェクトに参加している事業者や産地の取り組みをサポートしながら、輸出が円滑に進むよう、連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 道においては、平成28年2月に策定した北海道食の輸出拡大戦略を推進するために、関係団体と連携しながら、道産農水産物の輸出拡大に向けて、さまざまな取り組みをしている状況でありますけれども、特に、米を初めとする農畜産物については、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、輸出実績も含めてお伺いをしたいと思います。

○塚本敏一委員長 6次産業化担当課長雄谷淳史君。

○雄谷6次産業化担当課長 これまでの輸出の取り組みについてでございますが、道では、平成28年2月に策定した北海道食の輸出拡大戦略において、農畜産物については、米、青果物、牛肉、日本酒を重点品目と位置づけて、輸出拡大に取り組んでいるところでございます。

平成29年に道内から直接輸出された農畜産物の輸出額は37億円となっており、台風の被害などの影響により、ナガイモの生産量が減ったことなどから、前年より5億円ほど減少しているものの、ミルク類や米などは順調に拡大しております。

道では、これまで、農業関係団体等と連携しながら、台湾、シンガポール、タイなどのアジア

地域を中心に、テスト販売や商談会を行ってきたほか、潜在的な需要が見込まれる中国、アメリカでの北海道米のプロモーションや、EUにおける道産酒の嗜好性調査などを行い、今後の輸出拡大に向けたPR活動に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 それぞれ取り組んでいるところでありますけれども、これまでの輸出拡大に向けた取り組みを踏まえて、農畜産物の輸出拡大のための対策として、平成30年度において、道はどのような取り組みを進める考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○塚本敏一委員長 食の安全推進局長立花智君。

○立花食の安全推進局長 平成30年度の輸出の取り組みについてでございますが、道では、これまでの取り組み等から得た多くの情報をもとに、本年度におきましては、米などの四つの重点品目を中心に、さらなる取り組みを進めることとし、まず、米につきましては、このたびの、中国への輸出に向けた精米工場等の新たな指定を契機として、中国国内において商談会を実施し、販売手法の検討や流通ルートの新たな開拓を進めるとともに、市場性が高いアメリカにおいては、引き続きプロモーションを実施してまいります。

青果物につきましては、香港、台湾における通年供給に向けた常設売り場の設置やプロモーション、牛肉につきましては、ベトナムやシンガポールにおける商談会、日本酒につきましては、道産酒の評価が高いフランスにおけるコンクールへの出品支援やPRなど、引き続き、関係団体と連携しながら、より具体的な取引につながるよう、各国、各地域の実情に合わせたプロモーション活動を展開してまいります。

○中野秀敏委員 それぞれ、プロモーションをさらに進めていくということでございます。

我が国においては、人口減少や高齢化、さらには食の多様化などにより、米消費量が年々減少しているという状況にありますけれども、本道農業が今後とも主要産業として安定的に成長していくため、米を中心とした農畜産物の輸出対策は避けて通れないと考えるところであります。

輸出拡大に向けて、1次産品の安定生産と、そのための体制づくりが重要だというふうに考えるところでありますけれども、道として、農畜産物の輸出拡大に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○塚本敏一委員長 農政部食の安全推進監甲谷恵君。

○甲谷農政部食の安全推進監 今後の農畜産物の輸出拡大についてでございますが、国内における食市場の縮小が見込まれる中、農家経営の安定や本道農業の持続的な発展を図る上で、輸出拡大に取り組むことは重要であると認識しております。

道では、今後とも、各国での北海道ブランドの確立に向けたプロモーションに加え、国や関係団体、民間事業者などと連携しながら、アジア地域での通年供給に向けた常設売り場の設置や、輸出に取り組む事業者へのサポート、さらには、輸出相手国の輸入条件等の緩和に向けた国への働きかけなどとあわせて、生産者などとの意見交換を通じ、競争力のある産地づくりを進めながら、輸出拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 最初は、農畜産物の輸出についてお伺いをしたところでありますけれども、とりわけ、米を中心にお聞きしました。

米については、全国的にも業務用米が不足している状況です。自分自身も生産者でありますけれども、どうしても主食用の「ゆめぴりか」とか「ななつぼし」のほうに偏ってしまうということがあるわけがあります。

それで、特に中国に業務用米を輸出する体制づくりを進めていかなきゃならないと思うところではありますが、いかに作付体系を振り分けるかについては、産地ごとにというのもなかなか難しい部分がありますし、採算性の問題もあります。

業務用米は、主食用米の「ゆめぴりか」とか「ななつぼし」などよりも、収量が多いのですね。そういった部分で、ある面、総体的な収入は変わらない状況になるのですけれども、通常の思いというか、見た目の中では、安い米だというふうな判断をしまいがちなので、その辺のPRが必要です。

また、当然、技術指導も伴ってくるわけでありますけれども、そういった形で生産者にもしつかりと伝えていくことによって、偏らない作付はしていけると思っていますので、その辺は十分検討しながら進めていただきたいというふうに思うところがあります。

次に、労働力の確保についてお伺いをしたいと思います。

労働力の確保の問題は、農業ばかりではないわけでありまして、今、全ての産業で労働力不足と言われている状況でありますけれども、ここは農政部所管審査でありますので、農業関係についてお聞きをしたいというふうに思います。

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数の減少が進んでいる状況でありまして、将来を担う後継者の育成や労働力の確保が求められている今日でありますけれども、少子化や人口減少により、農業に限らず、さまざまな分野で労働力の確保が大きな課題となっているところがあります。

そこで、以下、数点お伺いをいたしたいというふうに思います。

道は、これまで、各地域において、労働力の確保に向け、農業分野における雇用状況や、道内の求職者の農業に対する認識などについて、労働関係機関・団体などと検討を進めてきておりますけれども、労働力の確保に向けて、どのような議論が行われ、どのような課題があるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 農業経営課長赤池政彦君。

○赤池農業経営課長 労働力の確保に向けた課題などについてでありますけれども、道では、平成27年度に、全道の109の農協を対象に調査した結果、ほとんどの地域で雇用労働力の不足が課題となっており、経営形態別には、稲作では田植え期に、畑作では春の植えつけ期と秋の収穫期に、酪農では年間を通じてなど、労働力が不足する時期や期間の傾向も明らかとなったところがございます。

また、同年度に、一般求職者の農業に対する意識や農業への就業意思などを調査したところ、「体力が必要」「汚れる作業がある」「定期的な休みがとれない」など、就業環境にマイナスのイメージを持つ方が多く、「条件によっては農業への就職を考えてもよい」と回答した方の求める条件としては、給与や福利厚生、労働負荷の軽減、休日、休暇の確保などが挙げられたところがございます。

道では、こうした情報を関係機関・団体などにおいて共有し、課題や対応方向などについて検討を進めてきた結果、雇用労働力の確保には、初心者が従事しやすい作業体系の整備など、働きやすい環境づくりに向けた取り組みを進めていくことが重要となりましたことから、そうしたことを地域に積極的に普及していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 労働力の確保は、それぞれの分野で課題になっている状況でありますけれども、農林水産業、食品加工業、建設業などの異業種間で、繁忙期や閑散期などを見える化し、マッチングするなどの取り組みを進めている地域もあるわけであります。

農業分野においても、こうした取り組みを積極的に推進すべきと考えますけれども、道の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

○赤池農業経営課長 異業種とのマッチングについてであります。道内においては、農業とは忙しい時期が異なる業種や、遠く離れた同じ農業地帯と連携して労働力を確保していくことへの関心が高まっており、人手が足りない農業側と、働く場の確保や賃金の向上などを求める福祉側のニーズを満たす農福連携を初め、農繁期が異なる道内外の複数産地が協力し、季節雇用の働き手に通年で仕事を提供する産地間連携、農業と観光業など、繁忙期が異なる労働力をマッチングする産業間連携など、さまざまな連携が進められているところでございます。

こうした取り組みは、労働力確保の方策として効果的であると考えられることから、道では、関係機関・団体による情報共有や、障がい者の雇用に関する制度などについて理解を深めるためのセミナーの開催など、農福連携の一層の推進に取り組むこととしているほか、留萌振興局において、農業団体のほか、漁業や林業、商工関係団体、市町村などを構成員とする検討会を開催し、地域内で労働力を融通させる取り組みの検討を行うこととしたところであり、今後とも、関係団体と連携し、それぞれの状況に応じた適切な支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 労働力の確保に向けては、これまで、さまざまな取り組みをしているところありますけれども、依然として、労働力不足がなかなか解消されておらず、規模拡大などを初め、計画的な営農にも支障が出ており、このことが農家の経営意欲をそぐことにもつながりかねないような状況です。

こうした厳しい状況の中での労働力の確保に向けて、これまでと違ったアプローチも必要と考えますが、道としてどのような取り組みをしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 今後の取り組みについてでございますが、本道農業において労働力不足が顕在化している中で、作業の省力化による労働の負担軽減などとあわせて、意欲ある担い手や雇用労働力の確保を図っていくことが必要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、労働の負担軽減に向けた栽培方法や省力化機械の導入の普及はもとより、雇用労働力を安定して確保していくため、農業経営の法人化の推進や、農作業を請け負うコントラクターの育成などに引き続き取り組むこととしているところでございます。

また、地域での雇用労働の円滑な活用を図っていくため、雇う側での課題や雇われる側のニーズを踏まえ、働きやすい環境づくりのモデルとなるような事例を収集し、普及していくほか、今年度からは、異業種とのマッチングなど、働きたいと希望する方々に向けて、農作業の内容や雇用条件、農業の魅力などの情報発信等に努めることとしており、今後とも、関係機関・団体と一体となって、地域農業を支える多様な担い手や労働力の確保に積極的に取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 私の地元は名寄なのですけれども、名寄では、労働力の確保について、ことしから、大学と連携して、大学に募集をさせて、単純作業というか、アスパラの収穫などは毎日同じ仕事ですから、そういった形で時期的に学生に来ていただくということを試験的に進めているわけです。

そういうふうに、地域と連携して労働力を確保していくには、その地域地域に合った体系づくりを考えていくことが非常に重要だと思いますので、さまざまな検討をしていただきたいと思いますところであります。

そういう状況にある中で、外国人の実習生を雇い入れている地域が結構あるわけでありましてけれども、昨年11月には、新たな外国人技能実習制度が施行され、実習期間が最大5年にまで拡大されたところであり、さらに5年間、就労資格が延長できるよう、入国管理法の改正に向けた取り組みが進められていると報道されているわけであります。

道内では、数多くの技能実習生を受け入れているところではありますが、農業分野で、現在、外国人技能実習生をどのくらい受け入れているのか、さらには、耕種や畜産といった分野別での現状を把握しているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○赤池農業経営課長 外国人技能実習生の受け入れ状況についてでございますが、道では、経済部を中心に、関係部が連携し、毎年、農協や中小企業協同組合といった、道内で技能実習生を受け入れている監理団体などに対し、受け入れ状況に関する聞き取り調査を行っているところでございます。

このほど取りまとめた平成29年の調査結果によれば、1年間の受け入れ総数は8502人で、このうち、農業では約3割の2441人となっております。

また、農業の職種別の内訳については、畜産農業で1347人、耕種農業で1094人となっております。

ころでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 外国人技能実習制度は、実習生と農業現場の双方にメリットがある制度というふうに受けとめているわけでありますが、一方で、労働関係法令の違反や人権侵害、時には実習生の失踪といった問題も報じられているところであります。

こうした課題がある中で、農協や農家などの実習実施者が実習生を円滑に受け入れられるよう、道としてはどのように支援をしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○渡邊農業経営局長 道の支援についてであります。外国人技能実習制度は、開発途上国の経済発展を担う人材の育成を目的としておりますが、専門的で大規模な農業を展開する本道におきましては、技能実習生が、先進的な技能を学び、習得するための農作業などを通じ、地域農業の振興を支えているものと認識しております。

こうしたことを踏まえ、道といたしましては、地域に対し、制度の目的や仕組み、具体的な事例などに関する情報を積極的に提供するとともに、導入を図ろうとする地域や監理団体等に対する助言を行うなど、本制度の適正な運用を基本に、地域農業の実態に応じた効果的な活用を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 本道農業の持続的な発展を図るためには、労働力の確保はもとより、力強い農業構造の実現に向けて、意欲と能力、経営感覚にすぐれた、将来を担う若者を育成確保することが非常に重要だというふうに考えるところでありますけれども、今後の農業分野における人材の育成確保に向けて、道はどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○塚本敏一委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 人材の育成確保についてでございますが、農業従事者の高齢化や減少が進行している中、本道農業が持続的に発展していく上で、すぐれた経営感覚を持つ人材の育成確保は極めて重要であると認識しております。

このため、道では、高校での出前授業や高校生を対象とした農業法人見学会を開催し、就農意欲を喚起するとともに、農業大学校での実践的な研修、教育や、就農後の農業改良普及センターによる技術・経営指導など、国の事業や資金も効果的に活用しながら、就農準備段階から就農後の経営安定までを総合的に支援する取り組みを進めているところでございます。

また、本年度からは、農業大学校におきまして、就農した後も改めて体系的に経営を学ぶことができる北海道農業経営塾を開講し、経営力のさらなる向上に取り組んでいるところであり、今後とも、地域、関係機関・団体と連携や情報交換を密にしながら、次の時代を担う、経営感覚にすぐれた農業者の育成など、農業分野での人材の確保に向けて一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中野秀敏委員 それでは次に、BSEについて伺いたいと思います。

【第2分科会 7月2日 第3号】

国では、BSE対策特別措置法に基づき検査を義務づけている死亡牛の検査月齢を、起立不能な状態にあった牛については、これまでどおり48カ月齢以上とし、一般的な死亡牛は96カ月齢以上に引き上げる方針を審議会に諮問しています。

平成13年に国内で初めて発生したBSEは、牛肉の安全、安心を揺るがす大きな社会問題となったところでありますけれども、BSE特措法による飼料規制等の対策により、25年には、国際的に、無視できるBSEリスク国、いわゆる清浄国に認定をされていますが、検査月齢の見直しに当たっては、生産現場などの理解が必要になることから、以下、数点お伺いをしたいというふうに思います。

BSEの発生を防止するために、BSE特措法などにより、さまざまな規制や対策が講じられてきたところでありますけれども、現在の防止対策はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○塚本敏一委員長 家畜衛生担当課長山口俊昭君。

○山口家畜衛生担当課長 現在のBSEの発生防止対策についてでございますが、BSE対策特別措置法に基づき、生産農場においては、48カ月齢以上の死亡牛を対象にBSE検査を実施するとともに、BSEの原因となる肉骨粉等の輸入や牛用飼料への利用を禁止するなど、厳格な飼料規制が行われているところでございます。

また、屠畜場においては、脳や脊髄など特定部位の適正な除去や焼却を行うとともに、症状を有する24カ月齢以上の牛についてはBSE検査を行っているところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 死亡牛の検査月齢は、これまで段階的に引き上げられてきたところでありますけれども、それぞれの段階でどのぐらい検査が行われてきたのか、伺いたいというふうに思います。

また、検査月齢が96カ月齢以上に引き上げられた場合、道内では、どの程度の検査頭数になるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○山口家畜衛生担当課長 死亡牛の検査頭数についてでございますが、平成16年度からは、24カ月齢以上の起立不能牛及び一般的な死亡牛が検査の対象となっており、道内においては、約4万3000頭から5万4000頭の検査を行ってきたところでございます。

また、検査月齢が48カ月齢以上に引き上げられた平成27年度以降は、毎年、約3万7000頭前後の検査を行ってきたところでございます。

このたびの国による検査月齢の見直しの結果、一般的な死亡牛の検査対象が96カ月齢以上に引き上げられた場合、道内における平成31年度以降の検査頭数は、現在の約3分の1の約1万2000頭と見込まれるところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 今回の検査月齢の見直しは、どのような理由から行われるのか、また、国が検査月齢の引き上げを審議会に諮問したことに対する道としての認識について、あわせてお伺いを

いたしたいと思います。

○立花食の安全推進局長 検査月齢の見直しの理由についてでございますが、国内におきましては、平成13年に初めてBSEが確認されて以降、これまで36頭の発生が確認されておりますが、その後の飼料規制等の対策により、平成14年1月生まれの牛を最後に、11年間以上にわたり発生はなく、平成25年5月に、我が国は、国際的な機関から、無視できるBSEリスクの国として認定されたところでございます。

また、世界的に見ましても、発生頭数は減少しており、昨年はわずか5頭の発生となっております。農林水産省は、このたび、我が国におけるBSEの発生リスクはさらに低下していると判断したものであり、今後、諮問を受けた審議会等において、科学的知見に基づき、検討がさらに深められるものと認識しております。

以上です。

○中野秀敏委員 検査月齢の引き上げについては、道としても対応が必要となるというふうなところでありまして、国の動向を注視していく必要がありますけれども、今後、どのようなスケジュールで検査月齢の引き上げが決定されることになるのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○山口家畜衛生担当課長 国における今後のスケジュールについてであります。農林水産省では、6月上旬に、国の審議会に検査月齢の見直しを諮問したところであり、今後、都道府県への意見照会を経て、審議会から答申が行われることになっているところでございます。

国では、来年4月の施行を目指しており、関係法令の改正に向けて、パブリックコメントを行うなど、準備が進められているものと承知をしております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 最後になります。

死亡牛の検査は、BSEのリスク管理上、重要な取り組みであり、牛肉の安全、安心につながるものでありまして、検査月齢の見直しに当たっては、生産現場などに丁寧に対応していく必要があると考えるところでありますけれども、検査月齢の引き上げに関して、道はどのように対応していく考えなのか、最後にお伺いをいたしたいと思いません。

○甲谷農政部食の安全推進監 今後の対応についてでございますが、死亡牛のBSE検査は、飼料規制等のBSE対策の有効性の確認とあわせて、我が国が国際的に認定されている、無視できるBSEリスクの国としての現状を維持していく上からも重要であり、引き続き、関連法に基づき防止対策が講じられていくことが必要と認識しております。

道といたしましては、国による検査月齢の見直しに当たっては、生産者団体や死亡牛の処理業者など、生産現場の意見を聞きながら、改正の内容や、それに伴う影響、さらには、家畜保健衛生所での検査対応について慎重に検討を行うなど、食の安全、安心の確保に向けて、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 終わります。

○塚本敏一委員長 中野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

浅野貴博君。

○浅野貴博委員 北海道結志会の浅野貴博でございます。よろしくお願いいたします。

私から、まず、農業における担い手不足対策について伺ってまいります。

ことしの3月30日に、知事が本部長となられる形で北海道人材確保対策推進本部が設置されました。その幹事会が6月14日に開催されたと伺っておりますが、農業の現場における担い手不足については、この幹事会でどのような議論がなされたのか、まず伺います。

○塚本敏一委員長 農政課長水戸部裕君。

○水戸部農政課長 人材確保に向けた取り組みについてでございますが、道では、業界などの情報や魅力の発信、道外からの人材誘致など、人材の確保に向けた取り組みを各部が横断的に進めるため、北海道人材確保対策推進本部の幹事会におきまして、具体的な取り組み内容などを検討しているところでございます。

農業分野といたしましては、多様な担い手の確保に向けまして、北海道農業公社による、道内外における就農相談活動の実施や、全国規模で実施される移住・定住セミナーへの参加のほか、農業大学校における高校生インターンシップの受け入れ、さらには、農業と観光、福祉など、さまざまな業種との連携に向けた取り組みなど、関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 先ほど、中野委員の質疑の中でも触れていただきましたが、私の地元・留萌管内の初山別村では、去年の7月から、冬の間、余り仕事が忙しくない建設会社の従業員の方を農業や漁業の現場に派遣するという取り組みがなされまして、それに注目した留萌振興局が、ことし4月に新たな組織をつくり、その第1回目の会合が4月24日に開かれております。

こうした、地域の中にいる人たちで、繁忙期のずれなどを活用して人材を融通し合うというやり方は、今後、全道的に農業の現場における人手不足対策を図る上で有効な方策となり得ると思いますが、道の認識を伺います。

○塚本敏一委員長 農業経営課長赤池政彦君。

○赤池農業経営課長 初山別村における取り組みについてであります。道が平成27年度に全道の農協を対象に行った調査の結果、ほとんどの地域で、雇用労働力の不足が課題となっており、経営形態別には、稲作では田植え期、畑作では春の植えつけ期と秋の収穫期など、労働力が不足する時期や期間の傾向も明らかとなったところでございます。

このような中、初山別村の取り組みは、特定の時期に労働力を要する農業側と、繁忙期が異なる他産業とが連携して、互いに労働力を確保しようとするものであり、地域内における労働力確保の方策として効果的であると考えてございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 ただいま、効果的であると御評価いただいた留萌管内の取り組みですが、当然、法律的な制約もございますし、ありとあらゆる業種間で双方向に人手をやりとりできるものではありません。

こうした制約の解決を図り、農業の現場における担い手不足の解消の一助とするべく、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○赤池農業経営課長 留萌管内の取り組みに関する今後の展開などについてであります。道内では、人手が足りない農業側と、働く場の確保や賃金の向上などを求める福祉側のニーズを満たす農福連携を初め、農繁期が異なる道内外の複数産地が協力して、季節雇用の働き手に通年で仕事を提供する産地間連携、農業と観光業など、繁忙期が異なる労働力をマッチングする産業間連携など、さまざまな連携が図られているところでございます。

このような中、今般、留萌振興局におきまして、農業団体のほか、漁業や林業、商工関係団体、市町村などを構成員とする検討会を立ち上げ、産業ごとの労働力需給状況の情報共有を初め、労働力の融通における課題や労働力融通システムの検討などを行うこととしたところであり、道としては、こうした現場の実態に即した具体的な取り組みがどのように展開されていくのかについて、他地区への実践事例としての情報提供も含め、振興局と密に情報交換を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 ぜひお願いします。

この留萌管内の組織に私が提案させていただいたのですが、留萌には、陸上自衛隊の駐屯地の基地がありますので、自衛官を退職したOBの方々とか、労働組合の方々の知見も生かすべきだと提案させていただきました。幅広い意見交換がなされるような組織にすべく、振興局の方に頑張ってもらっていますので、本庁の農政部の方にも御注視をいただきたいと思えます。

続いて、新規就農について伺います。

平成29年度農業・農村の動向等に関する年次報告によると、本道の農業者のうち、65歳以上の構成比は37%で、他府県の68.2%よりもはるかに低いことを知りました。ただ、前年度比で、65歳以上の構成比は0.9%上昇しており、販売農家戸数は2.4%減少していて、新規就農者をふやしていくことが非常に重要だと考えます。

まず、平成28年は新規就農者が566人であったとのことでもありますけれども、近年の新規就農者の推移はどうなっているのか、また、この間、道としてどのような取り組みを行ってきて、どんな効果が得られていると認識しているのか、伺います。

○赤池農業経営課長 新規就農者数の推移と道の取り組みについてであります。本道における年間の新規就農者数は、近年、600人前後で推移しているところでございます。

そのうち、農家出身で、学校卒業後や研修後に就農した新規学卒就農者は200人前後、また、農家出身で、他産業に従事した後に就農したUターン就農者は280人前後でそれぞれ推移しており、農家戸数の減少や少子化の影響などから、減少傾向にある一方、みずから農地を取得するな

【第2分科会 7月2日 第3号】

どして、新たに農業経営を開始した新規参入者は、平成26年に大きく増加し、それ以降、120人前後で推移しているところがございます。

道では、これまで、新規就農者の育成確保を図るため、関係機関・団体とも連携し、就農希望者への情報提供や相談対応、農業大学校における実践的な研修、教育の実施のほか、地域における新規参入者の受け入れ体制づくりや、雇用就農の受け皿となる法人の設立推進、さらには、東京や大阪などで開催される新規就農フェアへの市町村関係者などの積極的な参加により、新規就農者を対象とした研修及び就農後のサポートなど、地域における受け入れ体制づくりが進んでいるほか、農地所有適格法人数が年々増加し、雇用就農の機会へと結びつく、経営規模の拡大や多角化なども進展しているものと認識してございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 新規就農者の内訳を振興局管内別に見ますと、トップの十勝が93名、上川が86名、空知が82名、オホーツクが76名と、多くの就農者がいる一方で、残念ながら、私の地元・留萌管内は7名と最下位でございます。

地域ごとで極めてばらつきが大きいのですが、この原因について、道はどのように認識されていますか。

○赤池農業経営課長 新規就農者数の地域差についてであります。本道における平成28年の振興局別の新規就農者数は、例えば、十勝で93人、上川で86人、空知で82人、オホーツクで76人である一方、檜山で8人、留萌で7人と、地域間でばらつきがありまして、こうした状況は、地域ごとのさまざまな要因が影響しているものと考えられてございます。

具体的には、道が平成27年に市町村を対象に実施した、後継者確保に関するアンケート調査の結果におきまして、農業所得の向上や配偶者対策、給与制や休日制の導入といったことが挙げられていることも踏まえますと、個別の経営や地域農業の状況に加え、新規就農者の受け入れ体制、あるいは、比較的小規模でも経営開始が可能な野菜での新規参入者が多いといった、経営形態による違いなどが関係しているものと推察されるところでございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 地域ごとのさまざまな要因とおっしゃいました。それぞれの市町村が、一義的に、農協などと一緒になって、新規就農者が行きたいと思える地域にすることが大事かと思うのですけれども、振興局を中心とした道の支援を求める声も大きいのです。

例えば、住宅の整備など生活面での支援に対して、道にぜひ協力してほしいという声が地元の農業関係者からも聞かれますが、この点に関する道の認識を伺います。

○塚本敏一委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 新規就農者の生活面での支援についてでございますが、新規就農者を確保するためには、就農前後の技術・経営指導はもとより、住宅の確保を初め、地域との関係を築くための場づくりなど、生活環境を整えることが重要と考えているところでございます。

このため、道におきましては、農業次世代人材投資事業を活用して、就農前の研修期間の生活

安定及び就農後の経営確立を支援しているほか、地元の方々が集まる会合などに新規就農者が参加し、早く地域になじむことができるよう、農業改良普及センターが橋渡しを行うなど、新規就農者の生活面での支援を行っているところでございます。

こうしたことに加えまして、北海道農業公社におきまして、住宅の賃貸や取得への助成などの地域における支援について、積極的に情報発信をしているところでございまして、今後とも、地域や関係機関・団体との情報共有を進めながら、新規就農者の育成確保に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 続きまして、畜産クラスター事業について伺ってまいります。

まず、平成26年度の政府補正予算から始まった畜産クラスター事業についてですが、その趣旨など、概要を伺うとともに、本道における措置状況について伺います。

○塚本敏一委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 畜産クラスター事業の実施状況などについてであります。本事業は、国のTPP関連対策として、酪農、畜産の体質強化を図り、生産者が、将来にわたり意欲を持ち、安心して営農に取り組めるよう、畜産農家を初め、地域の関係者が連携、結集した協議会が事業主体となり、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制構築に必要な施設整備などを支援する事業として措置されたものです。

これまで、道内では、事業費ベースで見た場合、平成27年度は39件、95億円、28年度は87件、290億円、さらに、29年度は70件、359億円の事業が採択されております。

以上でございます。

○浅野貴博委員 今、御説明いただいた畜産クラスター事業は、畜産クラスター協議会という組織が事業の受け皿となります。ただ、その組織にはさまざまな方が参画されていますが、特定の団体の声が大き過ぎて、農家個人の声がなかなか届かないという事情を私は伺ったことがあります。

事業の趣旨として、中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などに対する支援と言われていますが、あくまで基礎となるのは生産者個人でありますから、生産者個人の声がより反映されやすい仕組みづくりを進めていただきたいと思います。道の認識及び対応について伺います。

○山口畜産振興課長 畜産クラスター事業の要件などについてであります。本事業では、施設整備に当たり、地域の平均以上を目指した規模の拡大が要件となっておりますことから、経営規模の拡大を計画していないケースにおいては採択されにくいといった声が出されていたことは承知しております。

このため、本事業では、従前から、経営規模が小さな家族経営をサポートする地域営農支援システムの整備を対象とすることにより、こうした経営を支援していく仕組みづくりを進めてきたところであり、さらに、今年度からは、事業の中に国産チーズ振興枠が新設され、例えば、1頭当たりの乳量を向上させることで出荷乳量の増大に取り組む場合の施設整備などが支援対象とな

【第2分科会 7月2日 第3号】

るなど、高品質で、生産性が高い経営を志向する酪農家の方々も活用できることとなったところでございます。

道といたしましては、今後も、畜産クラスターの仕組みを活用して、地域ぐるみで生産者の皆さんの収益性が向上されるよう、地域協議会に対して丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野貴博委員 ぜひ、丁寧な御対応をお願いしたいと思います。

同時に、この事業により機械導入を進めるに当たって、機械メーカーなどの民間事業者が十分な対応をしてくれないという声を聞いたこともあります。

山口課長も、留萌振興局にいらっしゃったことがありますので、事情を御承知かと思えますけれども、私の地元の天塩町の酪農家の方から、搾乳ロボットの導入を進めようとしても、民間の事業者が4社ぐらいしかなく、みんな忙しいことと、競争が限られていることで、どうしても十分に丁寧な対応となっていないという切実な声を聞いたことがあります。

こうしたことに対して、道としてどのような対応をしていただけるのか、伺います。

○山口畜産振興課長 事業実施後の対応などについてであります。搾乳ロボットを初め、本事業で導入を進めている省力化機械や設備は輸入品が多く、扱っているメーカー、代理店が限られておりますことから、導入後の十分な対応が受けられていないという声が出されていたことは承知をしております。

このため、国では、昨年秋ごろから、代理店などに対し、メンテナンス要員の確保に向けた職員研修の実施などによる、現場でのきめ細やかな対応を求めているところであります。

また、道といたしましても、地域協議会に対して、導入後の対応が円滑に進むよう、関係の民間事業者などがオブザーバーとして参加することを指導しているところであり、引き続き、事業の計画作成から検証までのさまざまな機会を通じて、現場でのきめ細やかな対応を要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野貴博委員 畜産クラスター事業については、経産省のものづくり補助金のような形にしてほしいとか、いろんな意見はあるのですが、やはり重要な事業であることは間違いがありません。

これは国の補正予算で措置されておりますが、今後も、安定的な予算を確保されて、事業が継続されることを望む方が多くいらっしゃると思います。これに対する道の取り組みについて伺います。

○塚本敏一委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 今後の予算確保などについてであります。本道の酪農、畜産が、今後とも、我が国の牛乳・乳製品の安定供給や、地域の基幹産業としての役割を発揮していくためには、生産者が意欲を持って営農に取り組める生産基盤の維持強化が極めて重要でありまして、そ

の柱となる畜産クラスター事業は、欠かせない施策であると認識しております。

このため、道といたしましては、地域における畜産クラスター計画の策定に向けた支援を行いますとともに、関係機関・団体と連携しながら、本事業の中長期的な継続や必要な予算の確保とともに、基金化による柔軟な執行が可能となるよう、国に対し引き続き要請してまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 続きまして、産地パワーアップ事業について伺います。

これも、平成27年度に策定した政府のTPP関連政策大綱に基づく政策として創設されたものと伺っておりますが、この事業の趣旨など概要を伺うとともに、本道における予算の措置状況、実施状況などについて伺います。

○塚本敏一委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 産地パワーアップ事業の実施状況などについてであります。本事業は、国のTPP関連対策として、水田、畑作等の産地が、国際競争力の強化を図るため、地域の営農戦略に基づく高収益化に向けて行う集出荷貯蔵施設などの施設整備や農業機械のリース導入などを総合的に支援する事業として措置されたものでございます。

これまで、道内では、事業費ベースで見た場合、平成28年度は、51の地域協議会、103の取り組み主体の549億円、29年度は、11の地域協議会、44の取り組み主体の123億円の事業が採択されているところでございます。

○浅野貴博委員 今、御説明いただいた産地パワーアップ事業については、生産コストまたは集出荷・加工コストの10%以上の削減など、五つの成果目標が掲げられており、いずれか一つの目標を達成することが求められていると思うのです。

ただ、私の地元の若手農業者の声として、北海道は農業王国であり、そうしたコスト削減とか収益増に既に取り組んでいる方が多く、さらに10%以上のアップとかダウンというのは非常に要件が厳しい、ハードルが高い、申し込みづらいといった声を聞きます。

もっと北海道ならではの实情に即した制度にしてほしいという声が寄せられているのですが、この点に対する道の認識と対応について伺います。

○山野寺農産振興課長 産地パワーアップ事業の成果目標などについてであります。本事業を実施するに当たって、国は、要件となる成果目標として、生産コストの10%以上の削減や、販売額の10%以上の増加などを示しておりまして、農業者などからは、ハードルが高い、使いづらいなどといった声が出されていることは承知しております。

このため、道では、これまで、事業がより効果的に活用できるよう、生産コストの削減については、労働時間の削減を加味した算定方法や、販売額の増加については、地域の実態に合わせて、事業に取り組む産地の範囲を設定する方法など、要件を達成するためのさまざまな手法を、研修会の開催などにより示してきたところでございます。

また、国では、本年2月、道内の産地からの意見や要望を踏まえ、新たに、輸出拡大を一層促進していく観点から、農産物輸出に関する成果目標を設定したところでございます。

【第2分科会 7月2日 第3号】

道といたしましては、これらの手法や設定された成果目標を活用して、新たに産地パワーアップ事業に取り組もうとする地域が広がっていくとともに、それにより産地の収益力が向上していくよう努めてまいりたいと考えております。

○浅野貴博委員 平成28年度から始まったこの事業の成果目標に対する評価が来年度に行われる見通しと伺っております。

本道においては、50ほどの地域協議会の事業が評価に付されると承知しますが、それぞれ、達成の見込みはいかがなのか、伺います。

○山野寺農産振興課長 産地パワーアップ事業の事業評価についてであります。本事業におきましては、事業を実施した年度の2年後を目標年度として定め、その翌年度に事業の成果目標の達成状況を評価するとしております。

このため、平成28年度に実施した27の地域協議会の事業評価につきましては、31年度になされることとなっておりますが、このうち、9の地域協議会は既に成果目標を達成しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、残りの地域協議会の成果目標が達成できるよう、地域の関係機関としっかり連携しながら、平成31年度に向け、振興局などを通じて支援してまいりたいと考えております。

○浅野貴博委員 先日、TPP関連法案が国会で成立いたしました。本道農業は、今後、さらに厳しい国際競争にさらされ、勝ち抜いていかなければならない環境に置かれると思います。

産地パワーアップ事業の問題点などを種々申し上げましたけれども、ぜひ今後も予算を拡充し、継続してほしいという声が聞かれます。このことについて、道の認識並びに今後の対応を伺います。

○宮田生産振興局長 今後の予算確保などについてであります。TPP11や日EU・EPAなど、農業を取り巻く国際環境が厳しさを増す中、本道の水田、畑作等の産地が、競争力を高め、収益力を確保していくことが重要でありまして、その柱となる産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援する産地パワーアップ事業は、欠かせない施策であると認識しております。

このため、道といたしましては、地域における産地パワーアップ計画の策定に向けた支援を行いますとともに、関係機関・団体と連携しながら、事業の中長期的な継続や必要な予算の確保とともに、基金による柔軟な執行が可能となるよう、国に対し引き続き要請してまいる考えでございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 続きまして、鳥獣被害防止について伺います。

国際環境の変化という外なる敵もあれば、内なる敵として、エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農地の被害などがあります。

本道においては、侵入防止柵の設置を助ける事業など、さまざまな事業があるかと思うのですが、改めて、本道における被害状況は近年どのようなになっているのか、まず伺います。

○塚本敏一委員長 農業環境担当課長河野勉君。

○河野農業環境担当課長 野生鳥獣による被害の状況についてであります。野生鳥獣による農業被害金額は、平成23年度の約70億円をピークに、以降、年々減少しております。28年度には46億円となり、ピーク時の65%程度となっております。

このうち、エゾシカによるものがおよそ8割から9割を占めておりますが、その被害金額は、平成23年度の62億円をピークに、減少に転じ、28年度は39億円となっております。

一方、アライグマによる被害金額は、近年、増加傾向にありまして、平成25年度に6000万円だったものが、28年度には9000万円となっております。

○浅野貴博委員 国の交付金を得て道が実施する鳥獣被害対策事業として、鳥獣被害防止総合対策事業があるかと思えます。

今し方、少し触れましたように、鳥獣や侵入防止柵の種類によって補助の上限単価等が定められているものと思えますが、改めてこの事業の概要について伺うとともに、本道農業の鳥獣被害の防止に対してどのような効果が出ていると道として認識しているのか、伺います。

○河野農業環境担当課長 鳥獣被害防止総合対策事業についてであります。本事業は、被害防止計画を策定した市町村の鳥獣被害対策協議会などが取り組む鳥獣被害対策に係る経費に対して支援するものでありまして、本事業のうち、推進事業では、追い払いに要する経費のほか、わなの導入、生息調査、人材の育成などに要する経費に対して、整備事業では、侵入防止柵の設置や、捕獲鳥獣の処理加工施設などの被害防止施設の整備に対して、さらに、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業では、野生鳥獣の有害鳥獣捕獲や処理費用等に対して助成しております。

本事業の活用などにより、エゾシカの捕獲頭数は、ここ数年、12万頭を超える水準で推移し、農業被害金額も、平成23年度をピークに減少してきており、引き続き、野生鳥獣に対する被害防止対策を総合的かつ全道的に推進することにより、さらなる農業被害の軽減が図られていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 ただいま、この事業により、効果がしっかり出ていることを教えていただきましたが、北海道は、広い分、要望も多く、要望に対して十分な予算措置とはなっていない現状があると承知をいたします。

また、農業者の中から、農地の周りだけではなくて、山林や河川などにも恒久的な柵を設けてほしいという声があります。

いずれにしても、この事業全体の予算額の増額に加えて、今後もしっかりと継続していただくこと、そして、北海道への予算を拡充していくことが今後求められると思えますが、道の認識と取り組みを伺います。

○塚本敏一委員長 技術支援担当局長秋元勝彦君。

○秋元技術支援担当局長 鳥獣被害防止総合対策事業の予算などについてであります。道としては、これまで、本事業を活用し、野生鳥獣による被害の防止と捕獲活動の強化に向けた地域の

【第2分科会 7月2日 第3号】

取り組みを支援してきたところでありますが、本事業は、全国的に要望が多く、当初予算では地域の要望を満たすことができない状況にあるため、平成27年度から29年度までは、補正予算が措置されるなど、一定の予算が確保されてきたところでございます。

本道におきましては、要望に対して十分な予算措置がなされることにより、地域での継続した取り組みのもと、被害額の低減につながっていくものと考えており、今後とも、効果的な対策を促進していくため、国に対し、本道の実態や取り組みを伝える中で、必要な予算の確保などに向けて、あらゆる機会を通じ強く要望してまいります。

以上でございます。

○浅野貴博委員 続きまして、農村地域における高速通信網の整備について伺います。

道が進めている、ICTを駆使したスマート農業の推進についてなのですが、担い手不足が深刻化している北海道においては、非常に重要な施策であると思います。

今年度も、この取り組みを加速していただいていると承知しますが、まず、道の取り組みの概要について伺います。

○塚本敏一委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 スマート農業の取り組みについてでございますが、道では、スマート農業技術の普及促進に向け、平成23年度から、検討会やシンポジウムの開催などに取り組んできたほか、28年11月には、アクセスサッポロを会場に、北海道スマート農業フェアを開催し、5000人の方々が来場する中で、先進的な技術を体感する機会を提供するなど、農業分野でのICT活用に関し、広く情報の発信を図ってきたところであります。

また、スマート農業技術を地域に定着させるためには、その効果と活用方法を指導できる人材の育成が重要となっていることから、道立農業大学校におきまして、高精度な測位技術の活用が可能となる基地局を整備し、JAや市町村職員を対象に、平成28年度から、スマート農業技術に関する実践研修を実施しており、さらには、本年度から、農業高校生を対象にした研修も実施するなど、本道におけるスマート農業の一層の普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野貴博委員 スマート農業の一層の普及促進に取り組んでいただいている一方で、高速通信網が整備されていなくて、携帯電話の電波なども届かない農地が、私の地元・留萌市にもまだ残されているのです。ICTを活用した人材の育成以前に、そうしたインフラが整っていない地域があります。

こういう地域における高速通信網の整備に向けて、道としてどのように取り組むのか、伺います。

○塚本敏一委員長 農村振興局長橋本智史君。

○橋本農村振興局長 農村地域における整備状況と、今後の取り組みについてでございますが、国が公表している「ブロードバンド基盤の整備状況」によりますと、本道における、光ファイバーなどの固定系超高速ブロードバンドの整備率は、平成29年3月末時点で、全世帯に占める割合

としては98.2%となっており、中心市街地にあつては、高速通信網の整備がかなりの割合で進んでいるところでございます。

一方、本道の農村部では、住居が広く分散しており、整備費や維持費といった採算性の課題から、民間事業者による高速通信網の整備が進んでいない状況と認識しております。

このような中、国際環境が厳しさを増しており、経営規模の拡大や労働力不足に対応して、効率的な農業生産を図るため、GPSを利用したトラクターの自動操舵など、ICTを活用したスマート農業が広がりを見せております。

このため、道といたしましては、整備が進んでいない農村部における高速通信網の整備の促進に向け、市町村や農業関係団体とも連携を図りながら、本道の実情を踏まえた新たな支援制度の創設を国に強く要望しているところであり、今後とも、地域におけるスマート農業の推進に向けて取り組んでまいります。

○浅野貴博委員 道が推進しているスマート農業に取り組んで、地域の農業を守り立てていきたい、北海道の農業を守っていききたいと、非常に強い意欲に燃える若い農業者が各地にたくさんいらっしゃいます。そうした方々の声に応えられるように、しっかりとした対応、取り組みを今後ともお願いしたいと思います。

続きまして、種苗法について伺います。

種苗の開発権者の権利を保護し、品種育成の振興と種苗の流通の適正化を進める、そうしたさまざまな趣旨のもとで制定されている種苗法があると承知しますが、改めて、この法律の概要について説明をお願いします。

○山野寺農産振興課長 種苗法の目的などについてであります。高品質、耐冷性、多収、耐病性などですぐれた遺伝的性質を有する新品種が多数育成される中で、農家の方々は、品質が確保された種苗を使用して、農作物の生産を行っているところでございます。

種苗法は、こうした新たに育成される品種に関しまして、品種登録制度を設けて、育成者に、知的財産権の一つである育成者権を与えることにより、新品種の保護を図るとともに、種苗の販売に際して品質を識別できるよう、必要事項の表示を定めた指定種苗制度により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、農業の発展に寄与していくことを目的としております。

○浅野貴博委員 ただいま御説明いただいた種苗法に違反する事件が、ことし2月に起きました。

雪印種苗株式会社が、牧草や飼料作物に関して違反行為を行っていたことが明らかになりましたが、同社による同法違反の経緯はどのようなものなのか、道として、違反が明らかになった後、どのような取り組みをされてきたのか、伺います。

○塚本敏一委員長 環境飼料担当課長今田信彦君。

○今田環境飼料担当課長 種苗法違反の経緯等についてであります。本年4月27日に農林水産省に報告された、雪印種苗の第三者委員会の調査報告書によりますと、違反表示を生んだ原因として、同社の経営陣が、種苗法及び表示義務の重要性を真の意味で理解しておらず、種苗法の表

【第2分科会 7月2日 第3号】

示問題を、みずからが正面に取り組むべき会社の重要課題であると認識し行動してこなかったことにより生じたものと指摘しているところでございます。

また、品種偽装につきましては、商品の不足や在庫処理への対応といったことによるもののほか、従前からの行為であり、顧客に不利益がないということが、行為を正当化する要因となつて、平成14年1月以前は、組織的、恒常的に行われており、同年2月以降においても、2品種、4件の偽装が確認されたところでございます。

なお、その後の平成27年1月から29年12月の間は、品種偽装は発見されなかったとされております。

道におきましては、本件の発覚後、再発防止策の実施状況などについて、国との密な情報共有に努めながら、安全で優良な種子の生産、供給において支障が生じることのないよう、JAなど関係団体との連携を図ってきているところでございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 雪印種苗が偽った種苗を購入した農業者の方がいると思うのです。そうした方々が不安を抱いて、今後の経営などに悪影響が出ないようにする必要があると思いますが、道としてどのような対応をとる考えでいるのか、伺います。

○宮田生産振興局長 道の対応についてであります。牧草などの飼料作物は、酪農、畜産において欠かすことのできないものであり、道では、これまで、草地基盤をフル活用した生産拡大に取り組んできたところでございます。

こうした中、雪印種苗によるこのたびの事案は、長年にわたり牧草の種子を購入している酪農家の方々の信用を損なう、重大な事態と考えているところでございます。

このため、まずは、同社において、関係の皆様にと丁寧な説明を行うとともに、早期の信頼回復に向け、再発防止策の完全実施を全社が一丸となって進めていくことが必要と考えているところでございます。

道といたしましては、種苗供給の信頼性の確保に向けて、国との密接な情報共有に努めながら、安全で優良な種子の生産、供給において支障が生じることのないよう、農業者からの相談とあわせて、必要に応じ、再発防止策の実施状況などについて聞き取りを行うなど、酪農家の方々が安心して飼料生産に取り組めるよう、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○浅野貴博委員 さまざまな違反事案が出ている種苗法の改正についての話が先々月の5月に出ました。

5月15日付の日本農業新聞に、農水省として、種苗法を改正して、いわゆる自家増殖を原則禁止する方向で検討に入ったとの記事が掲載されておりました。

同日に行われた参議院の農林水産委員会では、このことに対して、齋藤農林水産大臣も農水省関係者の方も、肯定とも否定ともとれないような曖昧な答弁をしていたわけですが、このことについて、道はどのように認識をしているのか、伺います。

○山野寺農産振興課長 種苗法の改正に係る報道などについてであります。種苗法では、育成

者権の効力が及ばない範囲を定めておまして、自家増殖に関しては育成者権の効力は及ばないとされてきているところでありますが、国では、平成10年に種苗法を改正し、自家増殖を制限する品種として23種類を指定して、その後の改正により品種の追加が行われ、現在、356種類が自家増殖を制限されているところがございます。

また、農林水産省が、農家による種苗の自家増殖について原則禁止する方向で、種苗法の改正も視野に検討入りしたと一部で報じられた件で、5月15日の参議院農林水産委員会では、農林水産省として、自家増殖を禁止する植物の選定に当たっては、農家の自家増殖についての実態を調べ、パブリックコメントで広く意見を聴取し、農業への影響に十分配慮した上で行ってきていると説明し、種苗法の改正に関しましては、今後について、新たに何か方針や方向性を出したとか、案を持っている状況ではないと答えたと承知しております。

道といたしましては、引き続き、種苗法の改正に関する国の動きを注視してまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 国会でそのような答弁がなされている以上、道の皆さんとしても、我々としても、それ以上のものは探りようがないのですけれども、仮に、農家の方々が自家増殖できる種苗の種類が、今後、より制限される、そうした規制が強化されることになれば、農家の方としては、コストが増大することにつながると思いますが、経営に悪影響が出るという懸念があります。

また、この後に聞かせていただきますが、民間企業の参入を促すという観点から、主要農作物種子法がことし4月をもって廃止されております。

今後、民間企業がより積極的に種苗の開発に乗り出すことが予想される一方で、種苗法の規制が強化されると、種子の価格が上がる、農家が自分でつくれる種類も減るというダブルパンチとなって、農家経営が非常に苦しくなることも懸念されるわけでありまして、このことについて、道としてどのように認識をしているのか、伺います。

○宮田生産振興局長 種子法廃止などに伴う影響などについてであります。先ほどお答えしましたように、種苗法に関しましては、国において、改正について、新たな方針や方向性を出したとか、案を持っている状況ではないとの説明がなされており、また、種子法が廃止された後におきましても、道では、平成30年度においては、原種や原原種の生産に要する予算を確保し、これまでと同様の種子の生産や供給に取り組んでいくこととしているところがございます。

主要農作物の安定生産を図る上で、優良な種子の安定供給は不可欠と考えておまして、引き続き、国の動きを注視しつつ、生産者の皆さんが安心して営農に取り組めるよう努めてまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 種苗法と種子法は全く違う法律ではございますけれども、種子法が廃止をされて、種苗法が改正されるかもしれない、その影響については非常に重大な問題でございますので、この点は知事に直接お考えを伺いたいと思っております。委員長におかれましては、取り計らいのほどをお願いいたします。

【第2分科会 7月2日 第3号】

それでは最後に、種子法廃止後の対応について伺います。

他会派の多くの委員の方が何度も質問されております。

種子法がことし4月に廃止されました。その後、どのような対応をするのか、これは、まさに今定例会の最大の争点であると思っておりますが、まず、今し方、申し上げた雪印種苗による事件に関連して伺います。

雪印種苗における事件は、極端な言い方かもしれませんが、種子の生産や増殖に関する管理を、常に利益追求が求められ、商品の不在や在庫管理のリスクを負わざるを得ない民間企業に全て委ねた場合に、こういうことが起こり得るのだということを、くしくも私たちに知らせる事件だったのではないかと考えます。

種子法が廃止され、今後、民間企業による種子の開発並びに生産が活発化することに対する懸念について、今申し上げた雪印種苗による種苗法違反事件と関連し、道としてどのような認識を有しているのか、まず伺います。

○山野寺農産振興課長 民間による種子生産についてであります。本道における稲や麦、大豆といった主要農作物の品種は、本道の厳しい気象条件のもとでも栽培でき、農家経営の安定につながっているところであります。その開発には、道総研農業試験場や国の北海道農業研究センターが中心となって取り組んできたところです。

また、こうした品種の種子生産につきましては、種子法に基づき、道が実施してきたところでございます。

現在、本道の主要農作物の優良品種の中で、民間が開発した品種としましては、ホクレンとサッポロビールによる水稲直播品種の「ほしまる」、小麦の「春よ恋」、ビール生産に使われている大麦の「札育2号」の3品種にとどまっております。当面、道内におきまして、民間企業による種子の開発や生産が活発化する状況にはないものと考えております。

○浅野貴博委員 当面は、民間企業による種子の開発や生産が活発化する状況にはないとの答弁をいただきましたが、活発化させることを目的としての法の廃止だということを考えれば、やはり懸念が拭えないわけであります。

道としては、現時点では、種子法廃止後の対応について、要綱を定めて対応されていると承知します。このことだけじゃなく、さまざまな事務に関して、要綱を定めて対応していると思っておりますが、要綱とは、あくまでも道行政を行う上での内規であって、条例と異なり、私たち道議会の議決を必要としないものであると理解しております。

道が、農政上の課題について要綱を定めて対応しているものは、ほかにどのようなものがあるのか、伺います。

○水戸部農政課長 道の農業施策における要綱などについてでございますが、制度や事業の推進に当たりましては、業務上必要となる要件や手続などを明らかにするため、要綱、要領を定めているところでございます。

個別の法などによらず、道が独自に、要綱、要領を定めている施策として例を挙げますと、北

海道米の道内食率の向上などを図る「米チェン」運動、化学肥料などの使用を必要最小限にとどめるクリーン農業、道内で製造、加工された道産食品の登録制度、圃場の大区画化などの生産基盤整備に対して、道と市町村が農家負担の軽減を行う、いわゆる農地パワーアップ事業、そして、種子の安定供給に関するものがございまして、それぞれについて、必要な要綱などを定めているところでございます。

以上でございます。

○浅野貴博委員 今、要綱を定めている道の農政上のさまざまな課題について例示をいただきました。「米チェン」運動、クリーン農業など、さまざまあると伺いました。

農地パワーアップ事業については、議会でも、毎年、予算づけと継続について議論しているところでもありますけれども、優良な種子の開発並びに安定供給という、我々道民、国民の生命にかかわる行政上の課題については、それをもって皆様方が真剣に取り組まないとまでは申しませんけれども、私たち道議会と一体となって取り組んでいくため、議決を要する条例で定めるべきではないかと思えます。

要綱で定めたとしても、将来にわたる道の予算づけの根拠、いわば強制力とはなり得ないわけであって、いずれ、道が御自身の責任を放棄する根拠になるのではないか、そこにつながるのではないかという懸念があります。このことについて、道の認識を伺います。

○宮田生産振興局長 種子生産における道のかかわりについてであります。主要農作物の安定生産のためには、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制を確保していくことが重要です。

道では、本年度においても、生産者の皆さんに安心して営農に取り組んでいただけるよう、必要な予算を確保するとともに、種子の生産や審査などに関して必要な事項を定める要綱、要領等の整備を行い、これらに基づき、引き続き、これまでと同様の種子の生産や供給に取り組んでいるところです。

今後につきましては、農業者などからの意見や議会議論を十分に踏まえつつ、適切に対応してまいる考えです。

以上です。

○浅野貴博委員 議会議論を十分に踏まえていただけるならば、答えは一つかと思えますが、最後に伺います。

新潟県や埼玉県、兵庫県などが既に条例制定を行っております。本道の米の生産額、量は、今のところ、新潟に次いで全国で2位であります。

かつて、本道の米農家は本当に大変な苦勞をされてきました。厄介米などと言われた時代もありました。

しかし、今、日本で一番おいしいお米を生産する地域となりましたし、「米チェン」運動などにより、道民の健康を守るだけでなく、国民全体、そして世界に向けた米の産地としての名をはせているところであります。

そうしたことを考えたときに、主要農作物種子法の廃止後は、道の職員の皆様方の内規でおさ

【第2分科会 7月2日 第3号】

まるものではなくて、先ほど申し上げましたように、我々道議会と一体となって取り組んでいくという意思を、道内外、国内外に示す上で、やはり、条例の制定が求められるのではないかと思います。条例制定についての道の認識を最後に伺います。

○塚本敏一委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 主要農作物の種子の安定供給についてでございますが、本道農業は、良質な農産物を安定的に生産することにより、国民の食生活を支え、基幹産業として地域経済を牽引しながら発展してきたところでございます。

こうした本道農業が果たしている役割をさらに高めていくためには、主要農作物の安定生産と、その基本となる優良な種子が安定供給されることが必要であります。

道といたしましては、種子の重要性を踏まえ、平成31年度以降に向けましては、本道における種子生産に関する課題等への対応とともに、道、農業団体、生産者などの役割や責任を明確化するなど、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、生産現場等からの意見、議会議論を十分に踏まえつつ、恒久的な枠組み制度について検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○浅野貴博委員 今、梶田部長から、恒久的な枠組み制度という言及をいただきました。本音を言えば、皆様方は、何が必要かはわかっていらっしゃると思うのです。

ただ、これは、北海道の最高責任者であり、トップリーダーである知事のお考えを直接お聞きすべきかと思いますので、この点についても、委員長にお取り計らいをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○塚本敏一委員長 浅野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

田中英樹君。

○田中英樹委員 通告に従いまして、以下、農政部所管事項についてお伺いいたします。

まず、主要農作物の種子の安定供給についてであります。

道では、戦後の食料増産を図るため、種子法のもとで、農業試験場や農業団体などと連携しながら、優良な種子の安定供給に努めてきたところでありますが、種子法廃止後の道内における種子生産のあり方について、生産現場などからは、道が今後とも責任を持って優良な種子生産を行うための担保となる仕組みが必要との声が寄せられております。

そこで、以下伺ってまいります。

国は、種子法の廃止によって、国、都道府県、民間との連携による、米、麦、大豆の種子開発、供給や、日本農業の国際競争力の強化が図られ、また、農業者や消費者の多様なニーズに応えられるなどとしております。

道として、種子法廃止についてどのような認識を持っているのか、まずお伺いいたします。

○塚本敏一委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 種子法の廃止に対する受けとめについてであります。国では、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するため、稲や麦、大豆の種子の生産、普及を都道府県に義務づけていた主要農作物種子法を廃止したところです。

これにより、これまで都道府県が行ってきた、優良な品種を決定するための試験や、原種及び原原種の生産、種子生産圃場や生産物の審査などに関する義務はなくなりましたが、引き続き、生産者の皆さんに、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制を確保していくことが重要と考えております。

○田中英樹委員 道では、種子法廃止後の対応として、要綱、要領を制定して、平成30年度は現行体制を維持するとしておりますが、この要綱、要領はどのような内容のものなのか、伺います。

○塚本敏一委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 種子生産にかかわる要綱、要領についてであります。道では、平成30年度において、新たに、北海道主要農作物・主要畑作物種子生産審査要綱や事務取扱要領などを整備し、必要な予算を確保して、種子の供給を図っていくこととしたところでございます。

当該要綱及び要領につきましては、これまで、法のもとで、道として実施義務があった、優良品種決定のための試験、原種及び原原種の生産、生産された種子の審査などにつきましては、新たに道の事務として定めるとともに、多岐にわたり規定していた要領については、必要な整理、再編を行ったところでありまして、引き続き、安全で優良な種子の安定供給に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田中英樹委員 次に、他県の状況についてお伺いします。

種子法廃止後において、新潟県や埼玉県、兵庫県では、種子生産に係る条例を制定し、県独自の施策として、主要農作物の種子を生産するとしておりますが、道として、こうした他県の対応をどのように受けとめているのか、伺います。

○山野寺農産振興課長 他県の動向などについてであります。これまで、新潟県や埼玉県、兵庫県などでは、主要農作物の品質や生産の安定を図るため、それに必要となる種子の生産、普及に関する条例を定めたと承知しております。

それぞれの県での農業振興を図る上から制定されたものと考えているところでございます。

○田中英樹委員 種子価格についてですけれども、種子法廃止によって、農業団体などからは、国からの財政支援の裏づけがなくなり、地方負担の増大や種子価格の高騰を懸念する声が聞かれておりますが、どのように予算を確保されようとしているのか、伺います。

○宮田生産振興局長 種子生産に係る予算の確保についてであります。道では、これまでも、主要農作物の安全で優良な種子の安定生産と普及を図るため、優良品種の認定や、原種圃、原原種圃の設置、種子の審査などに要する必要な予算を措置してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、生産者の皆さんが安心して営農に取り組めるよう、国に対し

て、引き続き、地方交付税措置が継続されるよう求めますとともに、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中英樹委員 これまでの種子法では、遺伝子組み換え作物の作付や外資系企業の参入を妨げる規定は設けられておりませんでした。今回の種子法廃止をきっかけに、地域からは、遺伝子組み換え作物の流入や外資系企業の参入による種子の独占などの不安の声が聞かれるところであり、

道は、こうした不安にどのように対応されるのか、伺います。

○山野寺農産振興課長 外資系企業の参入などについてであります。主要農作物種子法では、主要農作物の種子の生産及び普及促進を図ることを目的としていたことから、いわゆる外資系企業の参入や遺伝子組み換え作物の作付の防止といったことに関しての規定はなかったところでございます。

道といたしましては、遺伝子組み換え作物の栽培に関し、独自の、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例を制定しておりまして、知事の許可なく開放系一般栽培を禁ずるなど、厳格なルールのもと、その適正な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○田中英樹委員 今後の対応について伺いますが、我が会派の一般質問において、種子法廃止後の対応について、知事は、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、生産現場などからの意見や議会議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいると答弁されておりますが、我が会派の一般質問でも申し上げましたとおり、道が今後とも責任を持って優良な種子生産を行うための担保となる仕組みづくりが必要と考えます。部長の所見を伺います。

○塚本敏一委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 主要農作物の種子の安定供給についてでございますが、本道農業は、幾多の課題を克服しながら、食料の安定供給を担うとともに、食品加工業や観光業などとも結びつくことにより、地域の基幹産業として発展してきたところでございます。

こうした本道農業が果たしている役割をさらに高めていくためには、主要農作物の安定生産と、その基本となる優良な種子が安定的に供給されることが必要でございます。

道といたしましては、種子の重要性を踏まえ、平成31年度以降に向けましては、本道における種子生産に関する課題等への対応とともに、道、農業団体、生産者等の役割や責任を明確化するなど、需要に応じた、安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立に向け、引き続き、生産現場等からの意見、議会議論を十分に踏まえつつ、恒久的な枠組み制度について検討してまいり、

以上です。

○田中英樹委員 種子生産を担保するための仕組みづくりについてお伺いしましたけれども、残

念ながら、部長から明確なお答えをいただけませんでした。この問題につきましては、知事のお考えを直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

次の質問に参ります。

次に、スマート農業の推進についてであります。

本道農業は、農家戸数の減少、高齢化の進展により、担い手不足や労働力不足に加えて、規模拡大が進んでいる中で、スマート農業をより一層推進することが重要と考えます。

新聞報道によりますと、人工衛星から得たデータを農業に活用するため、道としても積極的に取り組むとされていることから、以下伺ってまいります。

スマート農業の技術としては、自動操舵やアシストスーツ、搾乳ロボットなど、ICTを活用したさまざまな技術がありますが、現在、衛星を活用して特に普及が進んでいると言われている自動操舵装置が装着されたトラクターの普及状況はどのようになっているのか、伺います。

○塚本敏一委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 トラクターの自動操舵技術などについてでございますが、人工衛星からの電波を利用して、トラクターの操舵を自動化する技術は、操縦の負担の軽減と正確な作業を図る上で大変有効であり、全道的に大きな広がりを見せているところであります。

主要な農機具メーカーを対象とした調査の結果では、道内でこうした技術を利用できる、いわゆるGPSトラクターの出荷台数は、平成28年度までの累計で7000台となっており、そのうち、自動操舵装置が装着されているものは2840台で、全国のGPSトラクターに占める本道の割合は8割以上となっているところであります。

以上です。

○田中英樹委員 人工衛星の画像を活用したリモートセンシング技術も進歩を遂げておりますが、こうした画像を活用した技術は、農作物の品質向上や適正な施肥によるコスト低減生産にとって重要な技術と考えます。

人工衛星の画像を活用した取り組みは、どのような地域で、どのように活用されているのか、伺います。

○白旗技術普及課長 人工衛星の画像を活用した取り組みについてであります。道では、全国に先駆けて、道立中央農業試験場が、道産米の食味の向上を図るため、収穫前に、人工衛星から撮影した画像の解析結果から米のたんぱく含有率を推計するリモートセンシング技術を開発し、全道の水田面積の約8割で活用されているところであります。

また、畑作地帯におきましては、小麦の収穫適期の推定、酪農地帯では、牧草地の更新時期の判断など、地域ぐるみでの作業計画の策定や、良質な粗飼料の生産に活用されており、さらには、先ほど答弁いたしました、GPSトラクターによる防除や肥料散布作業にも応用していくことで、無駄を省いた効率的な生産が実現するものと考えているところであります。

以上です。

○田中英樹委員 情報通信技術——ICTの活用は、農業分野においても普及が進んできておりますが、より一層、地域に普及させるためには、正しい情報の提供や身近に感じていただくことが重要と考えます。

道として、こうしたICT技術の普及にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○白旗技術普及課長 ICTの普及に係る取り組みについてでございますが、道では、スマート農業技術の普及促進に向け、これまで、検討会やシンポジウムの実施とあわせて、広く多くの方々に身近に感じていただくため、スマート農業フェアを開催するなど、情報発信に取り組んできたところであります。

また、道のホームページを活用し、農業関係者だけではなく、農業機械メーカーやIT事業者など、さまざまな分野の方々との双方向の情報交換が行える場を設定しているほか、道立農業大学校におきましては、JAや市町村職員を対象とする、GPSトラクターを活用した実践的な研修とあわせて、本年度からは、新たに、農業高校生を対象に体験研修を行うなど、スマート農業技術の地域への定着に向けた人材育成に取り組んでいるところであります。

以上です。

○田中英樹委員 今後の対応についてですけれども、大規模化が進む本道農業において、人工衛星の画像を活用した農業の普及が今後一層期待されます。

今後、道として、人工衛星を活用したスマート農業の推進にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○塚本敏一委員長 技術支援担当局長秋元勝彦君。

○秋元技術支援担当局長 人工衛星を活用したスマート農業の推進についてですが、今後、我が国では、人工衛星を活用した、さまざまな分野での技術開発を進めていくこととしており、農業分野では、衛星測位システムと連動したトラクターの無人走行や、関連する作業機械の普及、リモートセンシング技術を活用した作物の生育診断など、経営規模の拡大などにも対応した、作業の効率化を目指す技術開発が進んでいくものと考えられます。

道といたしましては、こうした技術に的確に対応し、使いこなすことができる人材の育成や、地域ぐるみでの活用に向けた体制の整備など、本道農業の競争力の強化に向けて、引き続き、スマート農業の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中英樹委員 最後に、外国人技能実習制度についてお伺いいたします。

この制度では、多様な分野で外国からの技能実習生を受け入れており、農業分野においても、多くの外国人技能実習生が現場で技術を習得しているものと承知しております。

そこで、農業分野における外国人技能実習制度について、以下、数点伺ってまいります。

この制度は昨年11月に改正され、道内各地の農業現場においても、各国の実習生が、さまざまな作業を通じて技能習得に励んでいるところでありますが、こうした外国人技能実習制度に対する道の認識について、まず伺います。

○塚本敏一委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 外国人技能実習制度についてであります。本制度は、人材育成を通じた開発途上国への技能等の移転により、国際協力を推進することを目的としており、本道の農業生産の現場におきましても、農業技術を習得する多くの技能実習生を受け入れているところでございます。

道といたしましては、こうした技能実習生が、大規模で先進的な本道の農業技術や知識を学び、将来にわたり役立てていただくのとあわせて、実習を通じ、北海道への愛着を持っていただくことによって、国を超えたさまざまな交流機会の拡大につながっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○田中英樹委員 道内の農業分野において技能実習に携わっている外国人技能実習生の受け入れ状況はどのようになっているのか、また、受け入れに当たって、どのような課題があると認識しているのか、伺います。

○塚本敏一委員長 農業経営課長赤池政彦君。

○赤池農業経営課長 外国人技能実習生の受け入れ状況などについてであります。道では、経済部を中心に、関係部が連携し、毎年、農協や中小企業協同組合といった、道内で技能実習生の受け入れを行っている監理団体などに対し、受け入れ状況に関する聞き取り調査を行っており、このほど取りまとめた平成29年の調査結果によれば、1年間の受け入れ総数は8502人で、このうち、農業では2441人で約3割を占めているところでございます。

このような中、受け入れ団体からは、畑作農業などにおいて、実習生が従事できる冬期間の作業を確保できないことから、1年を通じた実習とならないため、十分な技能を習得できないまま帰国する場合があります。実習生にとって、技能習得に見合う実習期間の確保が課題と聞いているところでございます。

以上でございます。

○田中英樹委員 外国人技能実習制度は、発展途上国などへの社会貢献や国際貢献としての制度であります。

制度の趣旨を踏まえて、今後、農業分野において、道としてどのように対応していくのか、最後にお伺いいたします。

○梶田農政部長 外国人技能実習制度への対応についてでございます。本制度は、人材育成を通じた開発途上国への技能等の移転により、国際協力を推進することを目的としておりますことから、技能実習生の方々が、本道での生活になじみ、安心して技能の習得ができることが重要でございます。

また、専門的で大規模な農業を展開する本道におきまして、実習生が、先進的な技能を学び、習得するための農作業を通じ、地域農業の振興を支えておりますことから、実習生の受け入れに取り組もうとする地域に対しては、本制度の適正な運用に関して助言していくとともに、農協等

【第2分科会 7月2日 第3号】

が実習を実施することによって、年間を通じて実習生の受け入れが可能となる仕組みなどについて情報提供するなど、制度に対する理解の浸透のもと、地域の実態に応じた活用などについて、引き続き、関係機関・団体と連携して対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○田中英樹委員 以上で終わります。

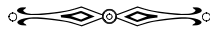
○塚本敏一委員長 田中(英)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩



午後3時15分開議

○中川浩利副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔田中主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、浅野貴博議員の委員辞任を許可し、赤根広介議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 経済部所管審査

○中川浩利副委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

遠藤連君。

○遠藤連委員 余り質問の時間がないので、簡潔に伺ってまいります。

我が会派の代表格質問に対しまして、知事は、IRの誘致について、なお時間を要すると判断を保留されました。こうした知事の姿勢に対し、我が会派は、インバウンド観光を一段高いステージに押し上げる機会を、道の判断のおくれで失いかねない状況にあり、早急な対応が求められると指摘を行ったところであります。

また、IR問題を取り上げた各会派の代表格質問では、誘致するしないの結論の違いはあるにせよ、いまだに判断しようとならない知事の姿勢には、厳しい意見が相次いだところであります。

そこで、この各部審査におきましては、こうした経過も踏まえ、IRに関する道の判断基準や判断時期などについて、順次伺ってまいります。

まず、知事は、我が会派の代表格質問に対する答弁において、判断できない理由として、IR

が持つマイナス面、つまり、ギャンブル依存症など、さまざまな影響も懸念されると述べております。

I Rのプラス面については、周知の事実でありますので、あえて取り上げませんが、ここでは、マイナス面をどう評価し、対応していくかという点に絞って議論してまいりたいと思います。

まず、知事が答弁された、懸念されるさまざまな影響とは何なのか、具体的にお伺いをいたします。

○中川浩利副委員長 観光局参事森秀生君。

○森観光局参事 懸念される影響についてでございますが、統合型リゾートであるI Rの一部を構成するカジノにつきましては、多重債務や貧困などの問題につながるギャンブル依存症を初め、青少年の健全育成に対する悪影響や、マネーロンダリング等の犯罪、反社会的勢力の参画等による治安の悪化などの問題が指摘されているものと認識しております。

以上でございます。

○遠藤連委員 そうということなのだろうと思います。

それで、道は、これまで、独自に、I Rに関するさまざまな調査検討を行ってまいりました。

平成24年には、カジノを含む統合型観光リゾート——I Rによる経済社会影響調査を行い、その報告書を公表いたしております。

それによりますと、懸念されるマイナス効果として、1番目に、犯罪や治安に関するもの、2番目に、青少年教育に関するもの、3番目に、依存症に関するものの3項目を挙げております。

そして、1番目の、犯罪や治安の問題については、厳格なライセンス制度の採用や、地域の治安維持のために必要な施策を適切に講ずることが必要だとしております。

また、2番目の、青少年教育に関しては、入場の年齢制限やIDチェックなど、厳格な入退場管理の措置によって、リスクはほとんど認められていない例が実際にあるということまで挙げておられます。

さらに、3番目の、依存症につきましては、エクスクルージョンプログラムの採用や、入場料賦課の必要性などを述べております。

そして、3年後になります。平成27年には、北海道型I R検討調査を行い、平成24年のときより、さらに詳細な調査検討を行っております。

それから、第3弾ということになります。昨年、I Rに係る新たなインバウンド誘致企画調査事業が行われまして、ここでも、社会的影響調査において、より踏み込んだ検討が行われ、あらゆる問題点が洗い出されております。

そこで、先般、衆議院を通過いたしました特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるI R整備法案——当初は実施法案という言い方をしておりましたが、法案の名前が整備法案になっておりますので、ここではI R整備法案という言い方をいたしますが、この法案は、道が調査検討した結果、出てきた問題や課題について、どのように応えているのか、解決されているのか、ある

いは、応えていないのか、解決されていないのか、具体的にその評価について伺いたいと思います。

○森観光局参事 IR整備法案についてでございますが、現在、国会で審議中のIR整備法案におきましては、カジノ管理委員会による厳格な管理監督のもとで、犯罪等の抑止の観点から、事業者に対するマネーロンダリング対策の義務づけや、暴力団員の入場禁止措置のほか、青少年の健全育成の観点から、20歳未満に対する入場や広告、勧誘の禁止措置、さらには、依存症対策として、日本人等に対するカジノ施設への入場制限や入場料の徴収など、高い水準のカジノ規制が設けられているところでございます。

その効果等につきましては、さまざまな御意見がありますものの、道がこれまでの調査により抽出した課題に対しましては、所要の措置が講じられているものと認識しております。

以上でございます。

○遠藤連委員 所要の措置が講じられているという評価でございました。

大きく言って三つの懸念される影響の中で、特に、カジノに関して最も関心が高いのがギャンブル依存症についてでありますので、以下伺ってまいります。

まず、道内の実態についてであります。道は、長年、公営ギャンブルである道営競馬を運営しており、最近では、売り上げや収益金も好調であるというふうに聞いております。

函館市におきましては、競輪、競馬といったギャンブルが実施されており、帯広では、ばんえい競馬が売り上げを伸ばしております。

こうした公営ギャンブルを実施している北海道で、ギャンブル依存症の問題はどのような状況になっているのか、深刻化しているのかどうか、この点について伺います。

○森観光局参事 道内におけるギャンブル依存症についてでございますが、道内におけるギャンブル依存症の実態を調査した詳細なデータは存在しないものの、例えば、保健所等への、アルコールや薬物を含む全ての依存症の相談件数は、平成29年度は約1000件となっており、そのうち、ギャンブル依存症が占める割合は約4分の1程度となっているところでございます。

また、その推移につきましては、毎年、波があり、長期的な傾向を特定することはできないことなどから、定量的な評価は難しいものの、道といたしましては、依存症の問題が深刻化しないよう、引き続き、所要の対策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○遠藤連委員 道の調査がないということでした。

それで、これは皆さんからもらった資料なので、御存じだと思うのですが、国の調査がありまして、これですと、依存症が疑われる割合は、成人の0.8%で、ギャンブル等依存症で最もお金がたくさんかかっているのが、パチンコ、パチスロなのだそう。公営ギャンブルではないということだけ、ここで申し上げておきたいというふうに思います。

こうしたギャンブル依存症に対する先行的な事例として、シンガポールでは、数年前にIRが開業され、日本と同様に幾種類もの合法的ギャンブルが存在する中で、カジノが解禁されたとい

うふうに承知をいたしておりますけれども、この国におけるギャンブル依存症対策の実施状況と、依存症の増加状況はどのようになっているのか、伺います。

○森観光局参事 シンガポールの事例についてでございますが、2010年にI Rを導入したシンガポールでは、導入に際し、ギャンブル依存症を初めとする社会的影響対策を徹底的に行うという政府の方針のもと、自国民に対する入場制限や入場料の賦課に加えまして、カジノ規制庁による厳格な監視体制を設けるなど、世界でも高い水準のカジノ規制を実施しておりますほか、広報による啓発や24時間の相談対応、青少年教育の充実など、幅広い対策が実施されているところでございます。

こうした取り組みによりまして、ギャンブルに問題を抱えている方々の割合は、I R導入前の2008年には2.9%だったものが、2017年には0.9%に減少しており、対策の効果が着実にあらわれていると承知しております。

以上でございます。

○遠藤連委員 シンガポールでは、法律ができたことによって、依存症が減ったという結果になっているとのことであります。

そこで、今、北海道の状況とシンガポールの例をお聞きいたしました。さほど大きな問題にはなっていない、あるいは、効果があらわれているという答弁でございました。

つまり、今後も適切な規制や依存症対策を実施することによって、コントロールが十分可能な社会的リスクと考えるわけでありますが、道の見解を伺いたいと思います。

○中川浩利副委員長 誘客担当局長榎信彦君。

○榎誘客担当局長 ギャンブル依存症に対する認識についてでございますが、現在、国会で審議中のI R整備法案では、ギャンブル依存症の低減に成功したシンガポールの制度を参考に、世界でも高い水準のカジノ規制を設けておりまして、道内における依存症への取り組みの状況や、シンガポールの成功事例などを考慮いたしますと、カジノの設置に伴いギャンブル依存症が増加するといった懸念には、十分対処できる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

○遠藤連委員 十分対処できる見通しだという認識が示されました。

続いてですが、今、国会では、依存症対策に特に力を入れて取り組もうとしているわけでありまして、その意欲のあらわれといたしまして、ギャンブル等依存症対策基本法案が、整備法案より早く衆議院で可決され、参議院で審議中であります。

内容を見ますと、カジノだけにとどまらず、公営競技及びパチンコ等の既存のギャンブル全般にわたる対策が盛り込まれております。

道は、この法案をどう評価しているのか、伺います。

○榎誘客担当局長 ギャンブル等依存症対策基本法案についてでございますが、現在審議中の法案は、公営競技や遊技といった既存のギャンブル等を対象にいたしまして、国に対しては、基本計画の策定を義務づけるとともに、都道府県に対しては、国の計画に基づく推進計画の策定を求

めるなど、教育、医療、相談支援、実態調査など、幅広い観点から、依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものでございまして、I Rにおけるカジノの設置に伴い懸念される依存症に対しても、国と地方自治体が一体となって、有効な対策を講じることが可能となるものと認識しております。

道といたしましては、法案の動向も見据えつつ、国や市町村、医療機関、民間団体等と連携を図りながら、体系的な依存症対策を推進してまいる考えであります。

以上です。

○遠藤連委員 有効な対策を講じることが可能だという認識を示されました。

それで、今後の対応についてであります。

ただいまお伺いしましたようなギャンブルの実態や、依存症に対する対策の効果といった事実を道民が十分に理解されていないために、漠然とした不安感が道民の間で広まっているものと考えております。

道は、ギャンブルの実態や依存症対策の効果などを道民に丁寧に説明する努力を尽くすべきと考えますが、見解を伺います。

○中川浩利副委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 今後の対応についてでございますが、I Rにおけるカジノの設置に関して、懸念されているギャンブル依存症などの社会的影響につきましては、I R整備法案に基づく規制に加え、依存症対策基本法案による総合的な対策等を効果的に推進することで、道民の方々の不安の解消につながるものと認識しております。

道では、これらの法案の動向も見据えつつ、国や市町村、医療機関、民間団体等と連携を図りながら、体系的な依存症対策を進めていくことが必要と考えており、今後、さまざまな機会を活用し、シンガポールの例なども織りまぜながら、依存症の実態や対策の方向性などについて道民の皆様丁寧に説明するなど、理解の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○遠藤連委員 今、観光振興監から、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する非常に前向きな評価が下されたというふうに感じております。

それで、今度は角度を変えて伺いますが、道内では、苫小牧市、釧路市、留寿都村の3地域が誘致を目指し、さまざまな活動を展開していると承知いたしております。

先般、苫小牧市からは、I Rの誘致に向けた国際リゾート構想が提案されましたが、道は、こうした自治体の取り組みをどのように受けとめているのか、伺います。

○榎誘客担当局長 道内の地域の動向などについてでございますが、I Rの誘致に関し、これまで、道内では、さまざまな動きが展開されてきておりまして、現在、苫小牧市、釧路市、留寿都村の3自治体が、誘致を目指した活動を進めているところでございます。

こうした中、先月には、苫小牧市がI Rに関する基本構想を策定いたしまして、国際空港や札幌圏との近接性を生かしたゲートウエー機能の強化、また、本道の強みである自然や食、文化な

どを組み合わせた観光情報の発信拠点といったコンセプトを公表したところでございます。

道としては、こうした地域の積極的な取り組みをしっかりと受けとめ、引き続き、それぞれの地域との情報交換、協議などを行いながら、北海道にふさわしいIRのあり方や優先すべき候補地などの検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○遠藤連委員 今、審議中の整備法案には、全国で3カ所までと規定をされているわけでありまして、そうであるとすれば、北海道の候補地を一本化する必要があるのではないかと考えておりますが、どのように対処するのか、お伺いをいたします。

また、今の法案によりますと、道が国に対して申請者となるわけでありまして、整備計画を策定しなければならないのであります。

そういたしますと、道として、これまで調査検討を行ってきた北海道型IRをさらに進化、発展させたような、あるいは、地域から提案されている計画などをまとめたような構想を早急に作成する必要があると考えますが、見解を求めます。

○榎誘客担当局長 候補地などについてであります。道として、IRの誘致を行う場合には、全国で3カ所という限られた認定数を考慮し、候補地を特定することが必要と考えておりまして、今後、さまざまな分野の方々から専門的な御意見を伺いながら、日本型IRに求められる規模や、集客、送客といった機能に照らし、優先すべき候補地について検討を進めてまいります。

また、誘致の判断に当たりましては、道民の方々に丁寧な説明を行いながら、国に対して説得力のある提案ができるよう、本道全体の振興に資するIRの機能や施設のあり方など、道としての基本的な考え方を早急に取りまとめることが必要と考えております。

以上でございます。

○遠藤連委員 私の質問の核心部分に入ってくるのでありますが、誘致の判断の時期についてであります。

ただいまの答弁では、道内の候補地の絞り込みの検討、基本構想の取りまとめを早急に行うということでありました。

しかしながら、知事は、我が会派の代表格質問に対し、法案成立後においては、優先すべき候補地や社会的影響対策などについてスピード感を持って検討を進め、時期を失することのないよう適切に判断する旨の答弁を行っておりますが、国会の会期は7月22日までであります。

知事の答弁のとおりであるとするならば、法案成立まで判断を先送りするばかりか、検討することさえも法案成立後と考えておられるのか、その件についての見解を求めます。

○榎誘客担当局長 IRへの対応についてでございますが、道では、これまでも、本道におけるIR導入の可能性や課題等について、重ねて調査検討を行ってまいりました。

また、フォーラムやセミナーの開催を通じ、IRの意義、社会的影響対策などについて普及を図るなど、各般の取り組みを進めているところでございます。

IR整備法案の成立後においては、誘致を目指す道内外の自治体や事業者の動きも一層活発に

なることが想定されますことから、道といたしましても、これまでの取り組みをしっかりと踏まえ、こうした動きに乗りおくれることのないよう、スピード感を持って検討を進めてまいる考えでございます。

以上です。

○遠藤連委員 質問としては最後になりますが、仮に、法案成立まで判断を先送りしながら、道民の税金を使って検討作業だけは進めるとすれば、私は、これは大変不誠実な対応ではないかと言わざるを得ません。

少なくとも、IRの実現に向けて前向きに考えているから、マイナスの影響も含め、さまざまな検討は進めさせてもらいたい、ただし、最終的な判断は、あらゆる検討結果を踏まえた上で、できるだけ早く行うという説明であれば納得できるのであります。今の、IRに対する姿勢を曖昧にしたままで、検討だけは進めるという考え方は、道民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えないということになると考えますが、これについての道の見解を求めます。

○本間経済部観光振興監 誘致の判断についてでございますが、道として、IRの誘致を行う場合には、目指すべきIRのコンセプトや経済効果などに加えまして、今なお懸念されておりますギャンブル依存症などの社会的影響対策の方向性をしっかりと示しながら、多くの方々の御理解のもとで進めていくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、各分野の有識者を初め、幅広い方々の御意見を伺いながら、北海道にふさわしいIRのあり方や優先すべき候補地、さらには、懸念される社会的影響対策などにつきまして、基本的な考え方を整理していく中で、IRの誘致について適切に判断してまいる考えでございます。

以上でございます。

○遠藤連委員 私は、この質問をするに当たりまして、IRに係る最終判断について、マイナス要因がまだ解決されていないから、いまだに判断できないというふうに考えまして、マイナス要因を個別具体に取り上げて、それぞれの見解や対策をただしてきたわけでありまして。

そうしますと、ただいまいろいろ答弁をいただきましたように、懸念されるマイナス要因については、現在、国会で審議中の法案に所要の措置が講じられているとか、規制が設けられているなど、道としては評価している旨の判断が示されたわけでありまして。

では、判断をするに当たって、あと何が足りないのか、残された大事な問題がほかにあるのかということについて、私は大きな疑問を抱くわけでありまして。もう最終判断ができる条件はそろっているというふうに考えています。

しかし、最終的な判断を求めますと、今まで問題とされてきたいろんなことを持ち出して、慎重にとか、丁寧にとか、態度を曖昧にされているわけでありまして。

それで、法案成立が目前に迫っています。成立後に手を挙げたのでは、手おくれになるという危惧を私どもは持っています。

したがって、この点につきましては、北海道の姿勢が問われているというふうに考えてお

りますので、非常に重要な場面に当たって、知事のお考えを直接お伺いしたいと思います。委員長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○中川浩利副委員長 遠藤委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

笹田浩君。

○笹田浩委員 それでは、通告に従って、IRも含めて、大きく3点について質問してまいります。

まず、人材確保対策についてでありますけれども、さきに閣議決定をされました骨太の方針に、新たな在留資格の創設が盛り込まれ、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人労働者の受け入れを拡大する方針が示されました。

道内では、外国人技能実習生の受け入れが、食料品製造業などを中心に、過去最高を記録する中、現実問題として、人手不足の解消を外国人に頼っている状況もあるわけであります。

人材確保の取り組みにおいて、外国人労働者をどのように位置づけようとしているのか、所見を伺います。

○中川浩利副委員長 雇用労政課長水口伸生君。

○水口雇用労政課長 外国人材についてでございますが、さまざまな業種で人手不足が顕在化している本道におきましては、女性や高齢者、若者など多様な働き手の就業促進を図ることが必要でございます。

加えて、グローバル化の進展や外国人観光客の増加に対応するためには、国際的視野、専門的な知識、技能を有する外国人材を受け入れていくことが今後ますます重要になると考えております。

このため、道といたしましては、外国人留学生の道内での就職の促進に向け、経済団体などと連携し、就職活動に関する相談対応や道内企業の魅力発信、マッチング支援を実施するなど、本道において、より多くの外国人材に活躍してもらえるよう取り組んでまいります。

○笹田浩委員 外国人材を受け入れていくことが今後ますます重要になるという認識を答弁されましたけれども、現状からすれば、外国人留学生のマッチング支援を実施するという程度ではなくて、さらに踏み込んでいったほうが良いというふうに思います。これは指摘します。

それと、骨太の方針も出されているわけで、具体的にどのような中身になるかはわかりませんが、これについてもしっかりと注視していただきたいことを指摘します。

次ですが、働き方改革推進方策において、外国人のほか、女性や高齢者など多様な人材の活躍により、労働力人口の増加を図るとしております。

一方で、道内では、依然として非正規雇用労働者の割合が高いというのが現状であって、人手不足の解消に向けては、単なる数合わせに終わることなく、非正規労働者の正規雇用化など、一

【第2分科会 7月2日 第3号】

人一人の生活水準の向上につながる就業環境の改善を同時に進める必要があると考えるわけですが、道は、人材確保対策推進本部においてどのように対応しようとしているのか、所見を伺います。

○中川浩利副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 就業環境の改善についてでございますが、人手不足が深刻化する中、人材の確保や定着を図る観点からも、非正規雇用労働者の正社員化など、就業環境の改善を進め、全ての人々が生き生きと働ける職場環境づくりが重要と認識をしております。

道では、これまで、働き方改革支援センターにおきまして、就業環境の改善などについての企業からの相談に対応するとともに、人手不足が顕著な業種について実態調査を行い、非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善、長時間労働の是正といった働き方改革プランを取りまとめたところでございます。

道といたしましては、本年度、非正規雇用労働者の処遇改善なども含めた働き方改革の優良事例集を作成することとしており、人材確保対策推進本部を通じまして、業界団体、関係機関に、こうした改革プランや優良事例集を普及するなど、全庁が一体となって、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

以上です。

○笹田浩委員 働き方改革の法律が整備されまして、北海道の中小企業に関しては、再来年からいよいよ施行されるわけでありますけれども、同一労働同一賃金と、非正規雇用の正規雇用化というのはほぼイコールの課題でありますし、今言った事例集を作成するに当たっては、将来にわたって非正規雇用の人たちがどれくらい正規職員として働きたいと思っているのかというところをしっかりと押さえてやっていただきたいと思えます。

次に、今出ている人材確保対策推進本部について伺ってまいります。さきの代表格質問において、我が会派が、人材確保対策の取り組みについてただしたところ、道からは、人材確保対策推進本部のもと、関係部局の連携により、全庁が一体となって推進する旨の答弁がありました。

推進本部における取り組みの方向性と今年度の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○水口雇用労政課長 人材確保に向けた取り組みについてでございますが、道では、本道における人材確保対策を、関係部局が連携して効果的に推進するため、人材確保対策推進本部を立ち上げたところでございます。

道といたしましては、この推進本部を通じて、人材確保に関する各部局の取り組みの総合的な調整を行い、本年度は、合同企業説明会、職場見学会、インターンシップなどを通じた、業界等の情報や魅力の発信、働き方改革の優良事例や改革プランの普及による働きやすい環境整備の促進などについて取り組んでまいります。

○笹田浩委員 人材確保対策推進本部においては、各所管部の施策を総合調整し、連携を図ることとしているほか、国や業界団体など、庁外との連携を進めるとのことですけれども、個人的には、そんなものをつくらなくても、日常的にできるのじゃないかなという気がします。

実際、やっている中身を見ますと、従前と変わらず、個別施策の継ぎはぎで、実効が上がらず、これまでと同じではないか。推進本部が、各部縦割りの単なる情報交換会議みたいなものになってしまわないためにも、個別分野の枠を超えた庁内外の連携を具体的な形にして、より効果が高い取り組みを推進すべきであるというふうに思いますが、道の考えをお聞かせください。

○堀労働政策局長 人材確保対策の推進についてでございますが、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行している本道におきましては、若者や外国人留学生などの道内就職や職場定着の促進、U・Iターンなどによる道外からの人材の誘致、多様な人材の活躍の促進などの取り組みを、人材確保対策として推進していくことが重要でございます。

道といたしましては、人材確保対策推進本部を通じまして、さまざまな施策に関して情報の共有を図るとともに、業界等の情報や魅力の発信などに向けまして、関係部局に加え、関係団体とも連携して取り組むなど、人材確保に向けた取り組みを効果的に展開してまいります。

以上です。

○笹田浩委員 答弁のとおりなのでしょうけれども、さらに聞いてまいります。

人材確保対策推進本部の体制についてでありますけれども、代表格質問で我が会派からも指摘したとおり、推進本部の設置を、より実効性の高い人材確保の取り組みにつなげるためには、各地域の産業構造、産業ごとの人手不足の状況や課題を具体的に把握した上で、推進本部が牽引力のある計画を策定するなど、体制の充実を図る必要があると考えますが、所見を伺います。

○中川浩利副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 人材確保対策推進本部についてであります。本道において喫緊の課題となっている人材確保対策の推進に当たりましては、各地域における雇用情勢や産業の動向を的確に把握するとともに、振興局を含めた関係部局が連携し、情報を共有しながら、働き方改革推進方策に基づく取り組みを推進していくことが重要と考えております。

道といたしましては、人材確保対策推進本部を通じて、地域の状況や振興局の取り組みなどについて情報共有を図るとともに、人材確保対策の総合的な調整を行い、業界等の情報や魅力の発信、道外からの人材誘致、多様な人材の活躍の促進などの取り組みを、全庁が一体となって効果的に推進してまいります。

以上でございます。

○笹田浩委員 ありがとうございます。

人材確保対策がなくては、道内の産業は回りません。大変重要な課題でありまして、その取り組みや、人材確保対策推進本部の体制などを聞いてまいりましたけれども、まだ不十分というふうに思いますので、全般について知事に改めて確認させていただきたい。委員長におかれましては、配慮のほどよろしく申し上げます。

次に、新エネルギー導入加速化基金について伺ってまいります。

平成29年度に創設した新エネルギー導入加速化基金では、平成29年度に12億円の積み立てを行い、5年間で60億円、将来は100億円規模として、新エネの導入拡大に取り組んでいるというふ

【第2分科会 7月2日 第3号】

うに承知をしています。

そこで、新エネルギー導入加速化基金を活用した、平成29年度のエネルギー地産地消事業化モデル事業では、上士幌、弟子屈、南富良野、稚内の4地域がモデル地域として認定されているわけですが、各地域の進捗状況と、平成30年度の新規採択予定の1件の事業概要についてお伺いいたします。

○中川浩利副委員長 環境・エネルギー室参事北村英士君。

○北村環境・エネルギー室参事 各地域のモデル事業の状況についてであります。上士幌町では、家畜ふん尿バイオガスプラントから電気を酪農家や住宅に供給し、熱を農業利用するものであり、弟子屈町では、町民等の出資による地域エネルギー会社が、地熱発電による電気と熱水を公共施設などに供給するものであります。

また、南富良野町では、エネルギーマネジメントシステムにより、木質バイオマス、LNG及び雪氷冷熱を最適に利用しようとするものであり、稚内市では、市が所有する風力発電を活用し、複数の公共施設において最適に利用するとともに、水素への変換及び活用を検討するものであります。

事業が2年目の今年度は、事業規模や費用などの具体的な検討を行い、3年目以降、発電設備の導入や需給システムの構築等へと進む計画となっております。

また、本年度は、小規模集落でも応用が可能なモデルについて募集したところであり、現在、選定作業を進めており、今後、事業計画の認定を行う予定であります。

以上でございます。

○笹田浩委員 そこで、今後の基金事業についてお伺いします。

新エネルギー導入加速化基金は、5年間で60億円、将来的には100億円とのことでありますけれども、現状でのモデル事業は、5年間で20億円から25億円の規模となっております。

今後、新たなモデル事業を追加する際の考え方についてお伺いいたします。

○北村環境・エネルギー室参事 新エネルギー導入加速化基金についてであります。本道は、地域における豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれており、その活用を加速化していくことが重要であります。

道では、平成29年度から5年間を集中期間として、先駆的な地産地消のモデルづくり、市町村等における設計や設備導入への支援などに取り組んでおります。

今後とも、道内における多様な事業展開に向け、システム検討から事業化まで一貫した事業モデルの推進などにより、エネルギーの地産地消の加速や、地域のポテンシャルの最大限の活用のほか、道有施設等への率先導入などにより、新エネルギー導入の一層の加速に取り組んでまいります。

以上でございます。

○笹田浩委員 道内における多様な事業展開に向け、一貫したモデル事業の推進に努めてまいるといことでありますので、さらに多様な事業展開を期待いたします。

この質問では最後でありますけれども、モデル事業の展開についてです。

エネルギー地産地消事業化モデル事業では、採択地域の事業の目的の達成はもとよりでありますけれども、もう一つ大きな役割である、各地域で得られた成果の普及、他の地域への展開が重要だというふうに考えますが、どのように展開し、どう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○中川浩利副委員長 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

○鳴海環境・エネルギー室長 新エネルギーの導入拡大に向けた取り組みについてでございますが、モデル事業については、その取り組み状況や成果の普及を通じ、他地域での展開につなげることが重要であります。

このため、事業の進捗状況や課題、成果などについて、道内の市町村が参加する会議などで情報提供を行いますとともに、専門家の派遣による、導入促進に向けたアドバイスの実施や、設計や設備導入など、取り組みの段階に応じたきめ細やかな支援を行うなどして、地域の特性、資源を効果的に活用した取り組みを促進してまいります。

さらには、金融機関等と連携し、事業化に向けた多様な金融支援の手法等を検討するなど、地域や企業、金融機関等の方々と連携し、新エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

○笹田浩委員 それでは、最後の大きな質問項目のIRについてお伺いいたします。

遠藤委員からも質問がありまして、答弁は一緒になるかもしれませんが、視点が違うので、よろしくお伺いいたします。

まず、IR整備法案についてでありますけれども、カジノの設置に関する国民の不安を解消できず、さまざまな問題を積み残したまま、今国会で審議が進められています。

法案成立後、道はどのように対応していくのか、まずお伺いいたします。

○中川浩利副委員長 観光局参事森秀生君。

○森観光局参事 法案成立後の対応についてでございますが、IRにつきましては、観光の振興や地域経済の活性化などの大きな推進力になることが期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるところでございます。

道といたしましては、現在、国会で審議中のIR整備法案の動向を見きわめながら、懸念される社会的影響対策を初めとして、北海道にふさわしいIRのあり方や優先すべき候補地につきまして、さらに検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○笹田浩委員 多くの道民が懸念をしているギャンブル依存症について、先ほども議論になっていましたけれども、道は、体系的な対策を講じていくとしています。しかし、具体的に、体系的な対策というのが見えておりません。

何を、どこまでやれば、道民の不安が解消されると考えているのか、また、依存症対策だけで道民の不安は解消されると考えているのか、お伺いいたします。

○森観光局参事 ギャンブル依存症などの対策についてでございますが、IRにおけるカジノの

【第2分科会 7月2日 第3号】

設置に関して懸念されているギャンブル依存症などにつきましては、現在、国会で審議されている I R 整備法案に基づく規制に加えて、ギャンブル等依存症対策基本法案による総合的な対策等を、国や事業者と連携して効果的に推進することで、道民の方々の不安を解消していくことが可能と認識しております。

道といたしましては、これらの法案の動向も見据えつつ、国や市町村、医療機関、民間団体等と連携を図りながら、体系的な依存症対策を講じますとともに、青少年の健全育成や犯罪の予防といった影響対策につきましても、関係機関との連携のもとで、実効性のある取り組みを進めていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○**笹田浩委員** ただいまの答弁は、I R 整備法案に基づく規制、プラス、ギャンブル等依存症対策基本法案による総合的な対策を受けて、国や事業者と連携して効果的に推進することで、道民の方々の不安を解消していくことが可能だと認識しているという答弁であります。

その自信のある認識についてでありますけれども、具体的に、不安を抱えている多くの道民に対してどのように理解を求めていこうとしているのか、お聞かせください。

○**中川浩利副委員長** 誘客担当局長榎信彦君。

○**榎誘客担当局長** 道民への対応についてでございますが、道では、これまでも、国が進める日本型 I R の意義や概要、ギャンブル依存症対策などをテーマに、フォーラムやセミナーなどを道内各地で開催いたしまして、道民の方々の理解の促進に努めてきたところでございます。

I R 整備法案の成立後は、道民の方々の関心も高くなっていくことなどを踏まえますと、これまで以上に丁寧な情報発信が必要と考えており、道といたしましては、さまざまな機会を活用し、今後検討を進める北海道型 I R のコンセプトや依存症対策の方向性をお示ししていくなど、理解の促進に取り組んでまいります。

以上です。

○**笹田浩委員** 今の答弁は、これまでもフォーラムやセミナーで理解の促進に努めてきた、そして、法案の中身がまだはっきりわからないまでも、成立後は、これまで以上に丁寧にやる、また、さまざまな機会を通じて、依存症対策の方向性を示していくということです。言葉にすれば、そのとおりでしょうけれども、具体的に何をやるのかというのが私には全然見えてこないわけです。

マイナスの影響を直接受けるのは、北海道に住む道民であります。そのためにも、道民の理解が不可欠なわけです。不安解消が可能という認識の割には、具体策が余り見えないような気がします。そんな中では道民の理解は得られないというふうに私は思います。

そこで、これまでの質問に対して、I R 整備法案の審議の動向を踏まえると答弁されているわけですが、ほかの府県では、法案の成立を待つことなく、I R の誘致を表明しているところもあり、誘致を表明しないのは、受けないことを決めているということの裏返しでもあります。

これまで、道は、法案が成立していないことを理由に、誘致の判断を先延ばししてきた中で、I R整備法案については今国会での成立を目指しているわけでありますから、私は、審議の状況にかかわらず、道として判断する時期は今のような気がするのですけれども、それについての見解をお聞かせください。

○中川浩利副委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 誘致の判断についてでございますが、現在、国会で審議中のI R整備法案が成立した場合には、国において、本格的なI R導入プロセスに入りますことから、I Rの誘致を目指す全国の自治体や民間事業者の動きも一層活発になるものと認識しております。

道といたしましては、こうした動きを見きわめ、道議会での御議論はもとより、各分野の有識者を初め、幅広い方々の御意見を伺いながら、北海道にふさわしいI Rのあり方や優先すべき候補地、さらには、懸念される社会的影響対策などにつきまして、慎重、かつ、スピード感を持って検討を進め、基本的な考え方を整理していく中で、I Rの誘致について適切に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○笹田浩委員 慎重、かつ、スピード感を持って検討を進め、適切に判断するという答弁でありますけれども、観光振興や地域経済と社会的影響をてんびんにかけるような議論、調整のやり方はやめていただきたいということと、行政がやるべきことは、I Rで大きな利益を得て道内に配分することよりも、I Rで1人でも2人でも悲しい思いをする道民をつくらないこと、そっちのほうだと私は思っています。

この際、反対の立場を明確にすべきだと思いますけれども、I R全般については、知事に改めてお聞きしたいと思いますので、委員長に、よろしくお取り計らいをお願いして、終わります。

ありがとうございます。

○中川浩利副委員長 笹田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

三好雅君。

○三好雅委員 私からは、I Rを含まない観光振興についてお伺いをしたいと思います。

北海道を訪れる海外からの観光客の増加が続いており、道内経済の活性化や地域振興にも大きな効果が期待されるところでありますが、こうした現状を冷静に分析いたしますと、いつまでも手放しで喜んでいることはできず、次のステージを見据えた新たな振興策が求められる段階に入ってきていると考えます。こうした観点から、以下、数点にわたり伺ってまいります。

まずは、インバウンドの急増などへの対応についてでございますが、道は、本年3月に、観光のくにつくり行動計画を策定し、稼ぐ観光の実現による地域創生や観光のリーディング産業化を目指すこととしております。

この中では、「国際的に質や満足度の高い観光地づくり」を初め、「戦略的な誘致活動による旅行市場の拡大」「世界水準の受入体制の整備・充実」といった、大きく三つの柱を掲げ、本道

【第2分科会 7月2日 第3号】

観光をリーディング産業へと大きく発展させようとしているものと承知しております。

このような中、我が国の訪日外国人客の約1割を占める本道においても、インバウンドの急増が顕著であり、平成28年度には約230万人となった外国人観光客が、今後も増加していくことに期待が寄せられております。

観光立国・北海道を築き上げる上では、計画の着実な推進はもとより、インバウンドの急増や高齢化の進展など、社会環境の変化への対応も重要になってくるものと考えます。

我が会派は、これまでも、受け入れ体制の整備のおくれを指摘しつつ、観光振興のあり方について議論を重ねてきたところでありますが、改めて、今後の対応について伺ってまいりたいと思います。

まずは、外国人観光客についてであります。道が発表している観光入り込み客数の推移を見ますと、近年の総数では約5300万人から5400万人と、ほぼ横ばいの傾向であります。外国人観光客は増加の一途であります。

そこで、本道における外国人観光客について、どのような傾向と特徴があるか、まずはお伺いをいたします。

○中川浩利副委員長 観光局参事奥河俊明君。

○奥河観光局参事 外国人来道者の傾向などについてであります。外国人来道者につきましては、平成23年度の57万人から、28年度には230万人と、5年間で約4倍となっており、これを圏域別に見ますと、28年度の外国人来道者の宿泊延べ数の635万人泊のうち、約73%の463万人泊が道央圏に集中しております。

また、平成19年度に9%であった個人旅行客の割合が、23年度には36%、さらに、28年度には61%と急拡大しており、団体旅行の割合を上回るようになってきているところでございます。

○三好雅委員 御答弁では、約73%の463万人泊が道央圏に集中しているということでありませう。

昔よく言われていたのは、外国人観光客だけではなくて、本道を訪れる観光客は、最初に札幌に来て、次に函館、その次に十勝や道東、そして最後に、私が住んでいる宗谷など道北に来ることです。それだけに、リピーターが多く訪れるのが道北であり、また、リピーターをどんどんふやしていかなければ、私の地元の地域にはなかなか観光客が来ないということが言われました。

まさに、道央圏に73%が集中しているという状況において、今後、各地に波及させるためには、これからの対応策が非常に大事なことになってまいらると思うのです。

国連世界観光機関——UNWTOでは、2030年の国際観光客数を18億人と推計しており、2010年に比べて約2倍になるとの予想から、世界的な旅行市場の拡大が期待されておるところであります。

このような中で、国においても、平成28年の訪日外国人の2400万人を、32年には4000万人にすることなどを目標とした観光ビジョンを策定し、受け入れ環境の整備に力を注ぐとされておるま

す。

そこで、今後も外国人観光客が増加していくことが予想される中、道としてはどのような課題認識をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○奥河観光局参事 インバウンドの急増などによる課題についてであります。今後、世界的な旅行需要のさらなる拡大が見込まれる中で、インバウンドの増加などへの対応に向けた受け入れ体制の充実が急務と認識しているところであります。

このため、道といたしましては、観光振興機構と連携し、DMOの形成促進や戦略的な誘致活動を着実に実施することはもとより、特に、観光人材の育成確保を初め、Wi-Fiを含む通信環境の整備や観光案内機能の充実、2次交通網の整備などにつきまして、拡充強化や加速化が必要と考えるところであります。

○三好雅委員 インバウンドの急増によって、我が国の観光は競争の時代に突入していると言われており、インバウンドはもとより、高齢化の進展によるシルバー世代の旅行需要の取り込みなど、本道観光のさらなる発展には、これまで以上の取り組みが求められていると考えます。すなわち、観光旅行の行き先として選んでいただけるように、受け入れ体制の充実が極めて重要となってきたものと考えるところであります。

そこで、今後の観光施策の方向性などに関し、道としての認識などについて何点か伺ってまいりたいと思います。

少子・高齢化が深刻な本道においては、観光産業のみならず、あらゆる産業で人手不足の声が聞かれております。一例ではありますが、ホテル業界では客室清掃員などの不足が深刻化しているなどとの報道も見られたところであります。

このような顕在化している問題はもとより、インバウンドの急増などに対しては、これまで以上の対応が求められると考えますが、道としてどのように認識をされているか、伺いたいと思います。

○奥河観光局参事 観光人材の確保についてであります。外国人観光客の個人旅行化が進展し、地域住民との交流や生活体験など、旅行ニーズが多様化する中、本道を訪れる方々からは、コミュニケーション能力に対する期待感がある一方で、受け入れる地域の関係者の方々からは、繁忙期におけるサービスレベルの低下や、外国人対応ができるスタッフの不足などの声が多く、観光人材の質の向上はもとより、量的確保がさらに求められていると認識しております。

このため、道といたしましては、求職者などを対象とした、外国人接客技術の研修の実施や、外国人対応が可能なアウトドアガイドの育成などによる人材確保を初め、働きやすい労働環境づくりに向けた、従業員寮や託児施設の整備などの促進が必要と考えているところであります。

○三好雅委員 答弁をお聞きすると、質の向上を図るだけでも非常に大変なことなのですが、同時に、量的な確保もしていかなければならないといった問題点が浮き彫りになりますが、インフラのことについてもお伺いしたいと思います。

インバウンドが急増する中であって、特に、個人で手配する旅行客の占める割合が高くなるに

つれて、ツアーコンダクターが同行するバックツアーが多かった時代に比べて、観光案内機能の充実が求められています。個人で手配するとなれば、個人が自分で調べてわかるような案内機能の充実が求められていると考えます。

本道の空港を見ますと、常時、2カ国語以上に対応できるのは新千歳空港のみでありまして、外国人観光客からは、外国語による案内機能を求める声も少なくないと聞いておるところであります。

また、外国人に限らず、高齢者や障がいを持った方々など、道外、道内の旅行客の皆さんが安心して本道観光を楽しめるよう、これまでの観光地情報のみならず、災害などの緊急時において適時適切な情報を発信できる環境も必要と考えます。

これらの点について、道としてどのような認識を持っているか、伺います。

○奥河観光局参事 観光案内機能などについてであります。外国人観光客の旅行形態が団体から個人へとシフトし、旅行目的も多様化する中、本道の玄関口となる空港などの観光案内所における外国語対応を充実するほか、地域と連携し、多言語での一元的な観光案内等が可能なコールセンターを整備するなど、きめ細かに対応することは、外国人観光客の満足度を高める上で重要と考えているところであります。

また、本道を訪れる方々に、災害や急病時などの不安がなく、旅行を楽しんでいただけることが、リピーターの拡大など、新たな需要の喚起にもつながりますことから、災害情報とか、外国人対応ができる医療機関に関する情報などにつきまして、一元的な発信や適時適切な情報の入手が可能となる機能を整備する必要があるものと考えているところでございます。

○三好雅委員 観光については、その国の光を見るから観光だというふうな話をよく聞くことがあると思いますが、先ほど言われた外国人観光客の動向を見ましても、まさに、今、御答弁にあったとおり、リピーターを拡大することが、振興策に非常に大きくかかわってくるだろうと思うわけでありませう。

そういった意味で、もう一問お聞きしますが、本道観光の発展に向けては、観光地を抱える各地域での取り組みが重要であることは言うまでもないと思っております。

道は、観光振興機構と連携して、地域が行う商品開発やプロモーションなどに支援を講じられてきていますが、新たな課題の解決に向けたニーズも生じているものと考えます。

例えば、我が会派は、昨年4月定例会におきまして、地域の実情も紹介しながら、Wi-Fiなどの情報基盤の整備の必要性などを指摘してまいったところであります。

そこで、今日の観光需要の変化などを踏まえ、地域からはどのようなニーズが寄せられているのか、伺いたいと思っております。

○奥河観光局参事 観光地づくりについてであります。インバウンドの急増を初めとする交流人口の増加は、地域における大きなビジネスチャンスであり、旅行中の利便性の向上や、観光資源を生かした魅力の向上を必要とする声が高まっているところであります。

このような中、道が6地域で開催した地域意見交換会などにおきましては、本道の玄関口であ

る空港と観光地を結ぶバスなどの2次交通網の充実を初め、W i — F i などの通信環境の整備や、多言語化など、ユニバーサルデザインに配慮した観光案内板の整備といった受け入れ体制の充実のほか、体験・滞在型観光のための施設整備や設備のバリアフリー化などに対する支援を要望する意見が寄せられているところでもあります。

○三好雅委員 観光客の増加については、経済面での効果を取り上げられがちではありますが、一方で、特に外国人観光客の増加による、道民生活や地域社会、さらには環境などへの影響を懸念する声も少なくありません。

例えば、マナーの違いや認識不足がもたらすトラブルを初め、交通事故の増加、農地等への無断立ち入り、自然環境の悪化などが挙げられると思います。

私は、観光振興を図る上では、観光をされる方々の満足度の向上もさることながら、受け入れる地域の方々の懸念に対して十分な配慮を怠らないことが重要だというふうに考えます。

そこで、道は、このような地域社会などへの影響について、どのように対応しようとしているのか、伺います。

○奥河観光局参事 地域社会などへの影響についてであります。観光消費額の高い外国人観光客が増加いたしますことは、地域の経済発展に貢献している一方で、施設の利用方法や騒音など、マナーによるものを初め、私有地への侵入など、海外との文化の違いなどによるトラブルを懸念する声があるものと承知しております。

このため、道といたしましては、観光振興機構と連携し、日本のマナーを各施設で掲示する英語や中国語などのデータの提供に加えまして、旅行マナーブックを発行するなどして、外国人に対する日本文化や旅行マナーの周知に努めているところでもあります。

また、地域の関係者が海外の文化や習慣を理解することも必要なことから、道内各地で研修会等を開催するなど、今後とも、地域のさまざまな実情の把握に努め、関係部局と連携し、必要な対応を適時適切に検討してまいります。

○三好雅委員 観光を取り巻く環境が大きく変化している中にありまして、さまざまな課題が生じておることから、道は、これらに対処するための新たな財源の確保について検討を進めております。

さきに観光審議会から受けた答申では、先進事例がある宿泊税を参考に、宿泊施設に宿泊する者に対して課税する法定外目的税の導入を検討することなどとされております。先進事例があるとはいえ、本道における宿泊者は4割程度が道民であるとも言われておりまして、東京都や大阪府とは明らかに状況が異なるものであります。

この間、道は、この答申に関して、地域意見交換会の開催などをされておりますが、そこで、法定外目的税の導入については、どのような方々から、どのような意見があったのか、伺いたいと思います。

○中川浩利副委員長 観光局長近藤裕司君。

○近藤観光局長 観光審議会の答申に対する御意見についてでございますが、道内の6カ所で開

【第2分科会 7月2日 第3号】

催した地域意見交換会などでは、市町村、経済団体から、2次交通の充実や通信環境の整備など、具体的な支援を求める声を多くいただきましたほか、宿泊施設関係者の方々などからは、答申の法定外目的税による観光客の減少や道民の負担感への懸念のほか、観光目的以外の方への配慮を求める声や、入域行為に課税すべきであるなどといった御意見が寄せられたところでございます。

道といたしましては、こうした御意見や本道の実情を踏まえ、新たな財源の確保につきましては、どのような手法によることが幅広く理解を得られるのか、さまざまな観点からさらに検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 道のそういった検討をよそに、国は、観光先進国の実現に向けて、観光基盤の充実強化を図る恒久財源を確保するために、国際観光旅客税を創設いたしました。

国際観光振興法によれば、来年——平成31年の1月から導入されるこの税の税収については、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備や、地域の固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備などに充てられることとなっております。

しかしながら、観光地づくりや受け入れ体制の整備を担う地方において、具体的にどのように活用できるかは明らかになっておらないところであります。

私は、地方創生の大きな柱の一つでもある観光で、地域をさらに発展させるためにも、地域の実情に応じた施策の展開に国際観光旅客税を活用できるよう、国に対して求めるべきと考えるところであります。

また、具体的な使途が示されなければ、道としての今後の観光施策や財源確保のあり方の検討にも影響を及ぼすものと考えるところであります。

これらの点について、道の所見をお伺いいたします。

○近藤観光局長 国際観光旅客税についてでございますが、この税収につきましては、ただいま委員から御指摘がございましたように、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を初め、地域の固有の文化や自然等を活用した観光資源の整備などに充てることとされておりますが、具体的な使途については、毎年度の国の予算編成を通じて明らかになるものと承知してございます。

このため、観光客の受け入れ体制の整備などを担う地域の実情を踏まえ、国際観光旅客税を活用し、地域が創意工夫を生かせる新たな支援制度を創設するよう、国に要請する考えであり、道といたしましては、インバウンドの急増に伴う優先的な対応策や新たな財源確保策については、国の動向も注視しながら検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 道が、観光産業を北海道の中心的な産業として、本道経済を主導的に発展させるような産業とすることを目指し、本年3月に改定した観光のくにづくり行動計画では、平成32年度の観光入り込み客数の目標を6000万人とし、中でも、外国人については、500万人と高い目標

を掲げておられます。

目標の達成に向けては、関連施策の着実な実行が欠かせないのは言うまでもありませんが、加えて、インバウンドの急増などへの対応は、道のみならず、全道の地域や関係者を挙げて解決に向かわなければならない、喫緊の課題であると考えます。

そこで、道として、今後の観光振興を図っていく上で、インバウンドの急増などへの対応について、どのように取り組まれようとしているのか、所見を伺います。

○中川浩利副委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 本道の観光振興についてでございますが、インバウンドの急増等に伴う必要な対策につきましては、観光人材の育成確保、観光案内機能の充実など、現時点での道の考え方を早急に整理し、市町村や関係者の理解を得てまいりますとともに、財源の確保策につきましては、懸念の声が少なくないことや、国の動向を見きわめる必要があることから、さらに検討を進めてまいる考えでございます。

道といたしましては、観光を、本道経済を牽引する中核的な産業として着実に発展させるため、今後とも、海外の市場ニーズに応じた戦略的なプロモーション活動を展開するとともに、インバウンドの増加や高齢化の進行などに伴う受け入れ体制の整備に向けた喫緊の課題に対しましては、施策の重点化を図ることはもとより、市町村、観光振興機構などと一層連携し、国際的に質や満足度の高い観光地づくりにオール北海道で取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 インバウンドの急増についての質問は以上であります。

次に、インバウンドの中で、欧米からの誘客について伺っていきたくと思いますが、現在、本道を訪れる外国人旅行者の国別の割合はどのようになっているのか、その推移や動向を含めて伺います。

○奥河観光局参事 外国人来道者についてでございますが、本道との航空路線の新規開設、ビザ要件の緩和、免税制度の拡充などにより、アジアの国や地域からの来道者が急増しておりますことから、外国人来道者全体では、平成23年度の約57万人から増加の一途をたどっており、28年度には約230万人と、5年間で約4倍となっているところであります。

また、平成28年度の国・地域別の割合につきましては、中国が23.8%、台湾が23.0%、韓国が18.4%となっており、これらのアジア地域からの来道者は全体の88%を占めておりますが、欧米からの来道者は4%にとどまっているところでございます。

○三好雅委員 本道のインバウンド観光を、今後も安定的に成長する基幹産業として育てていくためには、特定の地域からの旅行客に大きく依存することはリスクがあると思います。

今の御答弁をお伺いすると、中国、台湾、韓国で全体の88%ということですが、バランスのとれた誘客戦略が求められると思います。

これまでの外国人観光客の多くが、我が国周辺のアジア圏からの来訪者で占められているということですが、今後は、欧米からの観光客の誘客に力を入れていくべきだと考えます。

道が進める北海道インバウンド加速化プロジェクトでも、欧米市場に注目をしているところですが、観光資源に関する、欧米からの訪日観光客の嗜好や関心のありようをどう認識しているのか、伺いたいと思います。

○中川浩利副委員長 観光局参事磯部政志君。

○磯部観光局参事 欧米からの観光客の関心などについてでございますが、道では、これまでも、すぐれた自然景観やアウトドア、食の魅力をアピールするなどして、アジアを中心に、海外からの誘客に努めてきたところでございます。

こうした中、道が実施した、道外でのマーケティング調査によりますと、日本各地を訪れている欧米からの観光客の訪日目的としては、名所、旧跡への訪問や、伝統的な歴史、文化の体験などに対する関心が高くなっておりまして、こうした観光資源が集積している京都や広島などは、欧米から訪れる観光客の割合が相対的に高くなっております。

外国人観光客500万人を目指す本道にとりまして、欧米諸国は、さらなる市場の開拓や拡大が期待される地域であり、こうしたニーズを踏まえた取り組みが今後一層重要になってくるものと認識しております。

以上でございます。

○三好雅委員 私の地元を振り返ってみると、例えば、利尻島では、冬期間は観光シーズンではありませんが、冬場でも、バックカントリースキーをする欧米の方々に、ペンションなどは毎日満室であります。

確かに、今までは、すぐれた自然景観やアウトドア、食の魅力ということにも、欧米の方々の関心があったと思いますけれども、マーケティング調査に係る御答弁のとおり、京都や広島といった、伝統的な歴史、文化が感じられ、体験できるところの観光客の割合が相対的に高くなっていくわけでありまして。

まさに、我が国を訪れる欧米からの観光客の嗜好や関心を踏まえた受け入れ体制の整備が重要になるというふうに考えられますけれども、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、伺いたいと思います。

○磯部観光局参事 これまでの道の取り組みについてでございますが、北海道を訪れる外国人が年々増加する中、欧米からの観光客は、自然や食に加え、歴史、文化、地域住民との交流体験などへの関心が高いと承知しております。

このため、道では、本道の歴史、生活、文化を紹介する北海道博物館や北海道開拓の村におきまして、案内看板や解説板の多言語対応、6カ国語に対応したスマートフォンの解説アプリの導入、Wi-Fi環境の整備などを行っておりますほか、オホーツク流氷科学センターでは、外国人観光客の方々にもオホーツク地域の魅力を楽しんでいただける映像を制作したところでございます。

また、道と民間通信事業者との連携協定に基づき、道内の博物館など文化施設や観光案内所等においてWi-Fi環境の整備を行っておりますほか、観光振興機構と連携し、地域が実施す

る、多言語に対応した案内板の整備やパンフレットの作成、地域特性を生かした商品づくりなどを支援しているところがございます。

以上でございます。

○三好雅委員 まさに、御答弁にあったとおり、観光振興にとって、本道の歴史や生活、文化を感じられる観光施設は非常に重要であると考えるところであります。

そこで次に、文化施設の活用について伺いたと思いますが、道では、北海道博物館や北方民族博物館、北海道開拓の村など、本道の歴史、文化などを多角的に体験できる、すぐれた施設を多数保有しております。

これらは、主に道民向けの教養・文化施設として整備された歴史がありますが、こうした歴史や文化に関心を寄せる海外からの旅行者に対する受け入れ体制は、必ずしも十分とは言えないと思います。こうした施設を海外からの誘客に積極的に活用していく観点から、整備や運営のあり方を含め、再検討する時期に来ていると考えます。

道は、道立施設をインバウンド観光の振興にどのように役立てていく考えか、見解を伺います。

○近藤観光局長 道立施設の活用などについてでございますが、本道を訪れる外国人観光客の中に占めるリピーターや個人旅行者が増加しております中、本道の歴史や文化を紹介する道立施設は、インバウンドに向けた観光資源としての重要度が増しているものと認識してございます。

このため、道では、今年度、歴史や文化に関心の高い欧米の観光客を対象に、北海道の認知度の向上に向け、フェイスブックなどのSNSや欧米向け専用ウェブサイトを活用したタイムリーな情報発信などを行いますとともに、欧米から訪日している旅行者の来道を促進させるためのプロモーションを実施することとしているところでございます。

道といたしましては、欧米を初め、海外から来道する観光客の皆様に、何度でも訪れたい、長く滞在したいと思っていただけますよう、観光振興機構、関係団体や市町村などと連携しながら、道立施設の観光資源としての活用を初め、魅力ある観光地づくりの取り組みを進めてまいります。

以上であります。

○三好雅委員 まさに、ことは、北海道150周年と銘打って、いろいろなイベントが行われていると思いますが、その取り組みは、北海道を紹介することのみならず、150年の歴史や、それ以前の歴史も含めたいろいろなPRが必要だというふうに思います。

認知度の向上に向けた情報発信ももちろん大切であると思いますが、北海道の歴史や文化を感じさせる発信に心がけていただきたいところでもあります。

現在、赤れんが庁舎の改修に向けた検討作業が進められていると思いますが、赤れんが庁舎は、このすぐそばにあります。北海道が誇る重要な文化財であるばかりではなく、毎日、多くの外国人観光客が訪れる人気の観光スポットでもあります。

しかし、この施設だけで北海道の歴史や文化を紹介し尽くすことは、施設の規模の面からも到

底不可能であると思います。

むしろ、多くの外国人観光客が北海道の歴史や文化について関心を持つきっかけとなる施設と位置づけ、道内各地に立地する文化施設、博物館、資料館などに誘導する役割を担わせるなど、文化施設相互のネットワークを形成し、そのネットワーク全体が、国内外への情報発信拠点として機能するよう、整備を図っていく必要があると考えるところであります。

このことによって、歴史や文化に関心を寄せる欧米からの旅行者を複数の歴史・文化施設に誘導し、長期滞在につなげていくことも可能になると考えるところであります。

道は、今後整備が進められる民族共生象徴空間を初めとする国立の施設や市町村立の施設も含めて、道内の文化施設をどのようにインバウンド観光の振興に役立てていく考えか、伺いたいと思います。

○本間経済部観光振興監 今後の対応についてでございますが、来道外国人観光客の旅行目的の多様化が進む中、稼ぐ観光を実現し、本道観光の持続的な発展を図っていくためには、本道が持つさまざまな観光資源の魅力をPRし、旅行者の広域的な周遊や長期滞在を促進していくことが重要でございます。

このため、道では、歴史、文化などを重要な観光資源と位置づけ、地域が連携した広域的な観光ルートづくりや、地域が取り組む観光資源の磨き上げなどを支援してきたところでございます。

道といたしましては、今後も、赤れんが庁舎や北海道博物館、北海道開拓の村など、既存の施設はもとより、2020年に白老町に開設される予定の民族共生象徴空間など、全道各地の文化施設などにつきまして、観光資源としての魅力をしっかりと情報発信し、国際的に質の高い観光地づくりと外国人観光客の一層の誘客に努めてまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 道立施設、公園、博物館などの活用を通じて、自然景観や食の魅力以外の新たな観光の魅力の発信を行うことは、インバウンド観光に限らず、国内観光の振興のためにも重要な課題と考えるところであります。

本件については、ほかの部が所管する施設の運営にかかわる課題でありまして、知事に改めて考え方を伺いたいと考えますので、委員長、お取り計らいのほどをよろしく願いいたしたいと思います。

観光振興については以上であります。

次に、人手不足対策についてお伺いをさせていただきます。

第1回定例会の代表質問で、我が会派の同僚議員が、人手不足対策の重点的な取り組みについて道の考え方をただしたのに対し、知事からは、新たな庁内連携体制を整備し、全庁が一体となって、人材確保に向けた取り組みを効果的に進めていく旨の答弁がありました。

こうした議会での議論を踏まえ、道では、本年3月に、知事を本部長とする北海道人材確保対策推進本部を立ち上げ、人材確保に向けた施策を総合的に展開する体制を整えたと承知しており

ます。

この推進本部において総合調整を行い、関係部局の連携により、効果的に施策を推進しておりますが、ここで言う連携が、それぞれの事業などについての情報交換や認識の共有を図る段階にとどまるのでは、取り組みが効果的に進められているとは言えません。

また、庁内の関係部局のみならず、施策の実施段階では、業界団体や支援機関とも連携した取り組みが求められるところでもあります。

そこで、人手不足が深刻な分野において、人材の確保や、業務の省力化、効率化などの経営課題に対して、庁内の関係部局や関係団体等とどのように連携しながら、こういった取り組みを進めているのか、確認していきたいと思えます。

介護、福祉、建設、運輸については、我が会派の同僚議員が、所管する部に、この予算特別委員会を通じて伺っておりますので、私からは、経済部が所管する分野について、それぞれ伺ってまいります。

まず、AI、IoTなどといった情報通信技術が、私たちの生活や産業活動を大きく変えようとしており、これを支えるIT産業の分野においては新たな成長段階に入ったとも言われておりますが、こうしたIT分野でも人手不足が深刻化していると聞いております。

また、自動車関連産業を初めとする、ものづくりの分野でも、技術者や技能者の不足、本州企業との人材獲得競争といった厳しい状況になっているところでもあります。

IT分野、ものづくり分野における人材の確保や、業務の省力化、効率化などの課題に対し、庁内の関係部局や関係団体等と連携して、こういった取り組みがなされているのか、伺います。

○中川浩利副委員長 産業振興課長新津健次君。

○新津産業振興課長 IT分野、ものづくり分野における道の取り組みについてでございますが、本道のITやものづくりといった分野の産業が持続的に成長していくためには、人材の確保や従業員のスキルアップを図るとともに、生産性の向上に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、教育部局や機械工業会など関係団体との連携のもと、情報系、工業系の大学、高校等の学生、教員を対象とした、道内企業の見学会の開催、企業の技術系人材に対する工業試験場等での研修の実施など、産業人材の確保や技術力の向上に取り組んでいるところであります。

また、生産性の向上に向けましては、工程改善に係る専門家の企業への派遣、従業員の研修やテレワークの導入に係る助成などを通じまして、自動化、ITの活用あるいは製造コストの削減といった企業の取り組みを支援しているところでございます。

以上であります。

○三好雅委員 次に、先ほども伺った観光産業での取り組みについてであります。

成長が著しいインバウンドを初めとする観光分野の振興を図ることは、地域経済の活性化に特に大きく貢献することが期待されるため、道内の各地域で取り組まれておりますが、人口減少が

【第2分科会 7月2日 第3号】

大きな問題となっている地域では、人手不足のために、せっかくのビジネスチャンスを生かせないことにもなりかねません。

観光分野における人材の確保や、業務の省力化、効率化などの課題に対し、庁内の関係部局や関係団体等と連携して、どういった取り組みがなされているのか、伺います。

○磯部観光局参事 観光分野における人材確保の取り組みなどについてでございますが、道では、平成27年度から、北海道バス協会などの業界団体と連携しながら、宿泊業、観光貸し切りバス業を対象に、学生、求職者などに対するセミナーや研修を開催し、観光産業の人材確保を図ってきたところでございます。

今年度におきましても、学生、求職者を対象に、観光産業への理解を深め、就職につなげるセミナーや、合同企業説明会を開催するほか、観光貸し切りバスの運転手への就業を希望する求職者に対し、技術研修等を行う事業を実施しているところでございます。

また、道では、人手不足の解消に向けては、業務の省力化、効率化の取り組みを進めることが重要と考えており、昨年度、道が取りまとめた宿泊業の働き方改革プランにおきまして、事業者に対し、労働時間の見える化、無駄の削減といった、長時間労働の解消などの働き方改革に向けた取り組みを促しております。

道といたしましては、今後、このプランを、さまざまな機会を捉えて関係者に周知いたしますとともに、働き方改革に関する中小企業支援策などの活用を促しながら、観光産業の人手不足の解消や、省力化、効率化を促進してまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 次に、食料品製造業についてであります。

本道の大きな魅力である食については、食料品製造業が重要な役割を担っておりますが、この業種においても人手不足が深刻化しております。人口減少や高齢化に加え、冷たい、暑いといった厳しい作業環境や、機械化が難しい工程などが背景にあると考えます。

食料品製造業における人材確保や、業務の省力化、効率化などの課題に対し、庁内の関係部局や関係団体等と連携して、どういった取り組みがなされているのか、伺います。

○中川浩利副委員長 食関連産業室参事沖野洋君。

○沖野食関連産業室参事 食料品製造業における取り組みについてでございますが、道が、道内の食関連企業の経営状況などの把握を目的に毎年実施している調査によりますと、雇用の過不足感について、「不足」としている企業が増加傾向にあり、人材の確保や、省力化、効率化が大きな課題であると認識しております。

このため、道といたしましては、北海道食品産業協議会など業界団体と連携して、食料品製造業の魅力の紹介や、働き方改革を進めるに当たっての具体的な改善項目などを示した改革プランの作成、企業経営を効率化させるための好事例の普及に取り組んでいるところでございます。

また、業務や生産工程の省力化、効率化に対応する専門家を地域に派遣するステップアップ相談会、食のキーパーソンを育てる地域フード塾など、産学官金が連携した食クラスター活動によ

り、収益力を向上させ、労働力の確保や生産性の向上に結びつける取り組みを進め、食の北海道ブランドを支える食料品製造業の人手不足対策に努めております。

以上でございます。

○三好雅委員 次は、業種というよりは、規模の話であります。若者の中で根強い大企業志向や賃金水準の差などから、中小企業における人材確保は一層厳しい状況となっております。

一方で、中小企業であるがゆえに、経営者次第で、業務の生産性や求める人材像を見詰め直し、人手不足の解消を含めた経営体質の強化につなげていけるという側面もあると考えます。

しかし、経営者一人では、固定観念の払拭や、気づかない部分への対応ができないこともあるため、商工団体等の支援機関、専門家のサポートが重要であると考えます。

中小企業における人材の確保や、業務の省力化、効率化などの課題に対し、庁内の関係部局や関係団体等と連携して、こういった取り組みがなされているのか、伺います。

○中川浩利副委員長 中小企業課長佐藤隆久君。

○佐藤中小企業課長 中小企業に対する道の取り組みについてでございますが、道内の中小企業が人手不足に対応していくためには、新たな人材の確保や業務の効率化が不可欠であり、こうした取り組みの促進に向けましては、商工会議所、商工会、中小企業総合支援センターなどの支援機関や、中小企業診断士といった専門家が、企業に寄り添い、適切にサポートしていくことが重要と認識しております。

このため、道では、中小企業総合支援センターに今年度新たに配置された人手不足対応アドバイザーの活用を、支援機関や金融機関を通じて道内の中小企業に促すとともに、北海道商工会議所連合会が開設している大学生向け就職活動支援サイトに、インターンシップを受け入れる企業の情報を提供するなど、中小企業の人材確保の取り組みを支援しているところでございます。

また、小規模事業者支援法に基づき商工団体が実施する伴走型の経営指導を通じ、中小企業の業務の省力化、効率化に向けた取り組みを支援しておりますほか、ICTの利活用による生産性の向上を図るため、今年度、新たに、商工団体を初めとする支援機関の職員が、企業における活用事例、導入手法などを学ぶスキルアップ研修会や、経営者、従業員に対する個別研修などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 以上、三つの業種、そして中小企業対策について伺いました。経済部が所管しているものということでお伺いしましたが、昨今のこれら業界での厳しい人手不足の実態を考えますと、連携した取り組みとしては、より一層踏み込んだレベルでの対応や、また、業種によってさまざまな問題や課題があるかと思っておりますので、ぜひ、しっかりと取り組んでいただくように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、外国人材についてでございますが、本定例会の一般質問で、我が会派の同僚議員が、外国人材の受け入れについて、今後、どのように対応していく考えかを質問したところ、国の新たな在留資格の創設に向けた動きを注視しつつ、道内外の地域や業界の状況を踏まえながら取り組む

【第2分科会 7月2日 第3号】

旨の答弁がありました。

外国人材が活躍できる分野はさまざまでありまして、庁内の関係部局にまたがる内容であることから、人材確保対策推進本部のもと、情報共有や取り組みの検討などを進めるべきと考えます。

外国人材に関し、推進本部ではどのように対応していく考えか、伺います。

○中川浩利副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 外国人材の受け入れについてでございますが、グローバル化の進展や外国人観光客の増加に加え、さまざまな業種で人手不足となっている状況の中、国際的視野や、専門的な知識、技能を有する外国人材を受け入れていくことは今後ますます重要になると考えております。

このため、道といたしましては、人材確保対策推進本部において、今後、新たに、関係部局の本庁課長級で構成する、外国人材の受け入れに関する分科会を開催することとし、国における新たな在留資格の創設に向けた検討状況の共有と、外国人材の受け入れに関する業界の状況やニーズの把握を行い、今後の課題と対応方向について検討を進めてまいる考えでございます。

以上です。

○三好雅委員 まさに、外国人材の受け入れについては、きちんと議論していくことが大切なのだというふうに思います。

次に、地域における取り組みについて伺いたいと思いますが、留萌振興局において、管内を対象に、季節によって繁忙期と閑散期が異なる地域内の産業間で、多様な働き方による労働力融通の仕組みがモデル的に取り組まれていると聞いております。

狙いや仕組みについて、どのようなものか、伺いたいと思います。

○中川浩利副委員長 雇用労政課長水口伸生君。

○水口雇用労政課長 留萌地域の取り組みについてでございますが、人口減少や少子・高齢化が進む中、留萌地域では、基幹産業である水産加工業や農業、建設業におきまして、繁忙期における人手の確保が困難になっているところでございます。

このため、留萌振興局では、人手不足が深刻化する中であっても、繁忙期、閑散期が異なる産業が存在することから、市町村や各産業の関係団体、ハローワークなどを構成員とする留萌管内働き手対策検討会を本年4月に立ち上げまして、国とも連携しながら、各産業の労働需給と雇用の状況を把握し、課題の整理や、必要な方策についての検討を行いまして、域内で労働力を融通する仕組みの構築を目指しているところでございます。

○三好雅委員 地域によっては、留萌管内のように、産業間で労働力を融通することにより、地域における人材確保対策を効果的に進めることができる可能性があると思います。この取り組みにおける調査や検討の成果を、今後、道内の他地域にも波及させていただきたいと思います。

また、留萌振興局のように、地域の関係者が連携して課題解決に向けて取り組みを進めることが重要であり、ほかの振興局においても、このような連携にしっかり取り組んでいただきたいと

指摘したいというふうに思います。

最後の質問になります。

今後の対応についてであります。道の行政資源が人的にも財政的にも限られる中で、人手不足対策を真に効果があるものとするためには、庁内の関係部局の連携はもとより、国の関係機関、業界団体等と従来以上にきめ細やかに連携し、取り組みを進めることが欠かせません。

道は、現在の極めて厳しい人手不足の状況にどのように対応していく考えか、伺いたいと思います。

○中川浩利副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 人材の確保についてであります。全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行している本道におきましては、若者などの地元就職と職場定着による人材の道外流出の防止、Uターン、Iターンなど道内への人材誘致、さらには、女性や高齢者、外国人留学生といった多様な人材の活躍促進などを図っていくことが重要と認識いたしております。

道といたしましては、こうした観点から、人材確保対策推進本部を通じ、関係部局の連携を一層強化し、さまざまな施策に関して情報の共有化を図ることはもとより、事業の実施段階において、関係部局や関係団体が連携するなど、人材確保に向けた取り組みを効果的に展開してまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 部長の考えはよくわかりました。しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、部局間の連携が、表面的、形式的なものにとどまるのであれば、人手不足対策の実効性を確保することはおぼつかないというふうに考えます。

部局間にまたがる問題でもあり、振興局を巻き込んだ取り組みも必要でありますので、この件に関しては、人材確保対策推進本部の本部長である知事の見解を求めたいと考えます。委員長に、お取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○中川浩利副委員長 三好委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

清水拓也君。

○清水拓也委員 それではまず、ほっかいどう働き方改革支援センターについて伺います。

道内の中小企業における働き方改革の取り組みを支援するため、道では、平成28年12月に、ほっかいどう働き方改革支援センターを開設し、企業からの相談を受け付けているほか、各種セミナーの開催など、普及啓発に取り組んでおります。この間の支援センターの取り組み実績などについて順次伺います。

まず、支援センターの中核業務である、企業からの相談への対応についてでございますが、これまでの相談件数とその内容について伺います。

また、人手不足などが一層深刻化する中、企業からの相談への対応についても強化が必要と考えますが、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○中川浩利副委員長 働き方改革推進室長大矢邦博君。

○大矢働き方改革推進室長 相談件数などについてでございますが、働き方改革支援センターには、一昨年の12月の開設から本年5月末までで、合計で262件の相談があり、その内容としましては、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、会社の強みの再構築による生産性の向上といったものが多くなっているところでございます。

本年度は、働き方改革に関する企業へのアンケート調査などを通じて把握した企業の課題や相談事項に対し、きめ細かく対応していくこととしているほか、支援センターのアドバイザーとして、社会保険労務士と中小企業診断士を合わせて4名増員するなど、相談体制の充実を図るとともに、これまで全道の6カ所で開催していた出張相談会について、全ての振興局管内で開催することとしているところでございます。

○清水拓也委員 次に、働き方改革プランについて伺います。

働き方改革支援センターでは、昨年度、情報サービス業、道路貨物運送業、宿泊業の三つの業種について、働き方改革プランを作成いたしました。また、今年度については、食料品製造業について、同様のプランを作成するとのことでした。

まず、改革プランは、どのような狙いで作成するのか、また、この4業種を選定した理由もあわせて伺います。

○大矢働き方改革推進室長 改革プランの作成の目的などについてであります。道では、人手不足が特に顕著な情報サービス業や道路貨物運送業、宿泊業、食料品製造業の4業種について、就業環境等の実態調査を行い、これを踏まえた改善案を取りまとめるとともに、昨年度は、モデル企業を2社ずつ選定し、これらの改善案の実践を通じて、その検証を行ったところでございます。

モデル企業におきましては、業務スケジュールの共有化による年次有給休暇取得率の向上や、社内プロジェクトチームの結成による従業員主体の改革の推進が図られたところでございます。

改革プランは、この結果をもとに、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手段を示したものでございまして、各企業が働き方改革を実践するための手引となるよう作成したものであります。

○清水拓也委員 昨年度に働き方改革プランを作成した各業種では、それぞれに特徴があり、個々の業種に固有の課題もある一方、三つの業種に共通する課題や取り組みもあると思います。

改革プランの内容、ポイントはどのようになっているのか、伺います。

○大矢働き方改革推進室長 業種別の改革プランについてでございますが、情報サービス業では、業務が特定のスキルを持った個人に集中するという課題に対し、業務分担の見直しなど、業務量の平準化を図ること、道路貨物運送業では、取引先の都合による手待ち時間の発生という課題に対して、手待ち時間を見える化し、荷主への働きかけを図ること、宿泊業では、部門ごとに縦割りで業務量が偏るといった課題に対しまして、従業員のマルチタスク化を図ることなどを、主な取り組みとして示したところでございます。

また、働き方改革に取り組むに当たっては、いずれの業種におきましても、無駄な作業の削減

のための、業務内容や作業に係る時間の把握と分析や、人材の確保、定着のために、従業員の将来的な職務や役職に向けた道筋を示す、いわゆるキャリアパスの明確化などが、必要な取り組みとされたところでございます。

○清水拓也委員 今年度に改革プランを作成する食料品製造業における課題、また、課題に対する改善策はどのように整理をしているのか、さらに、作成に向けたスケジュールやプラン策定のポイントなどもあわせて伺います。

○大矢働き方改革推進室長 食料品製造業の改革プランについてであります。道は、昨年度、非正規雇用労働者の割合が高く、季節による繁忙などを原因として長時間労働が発生している食料品製造業の実態調査を行い、働き方改革の方向性を明示することなどによる社内の意識改革、ワーク・ライフ・バランスの推進などによる働きやすい環境の創出、無駄な作業の削減などによる生産性の向上、そして、研修制度の充実などによる人材の育成確保を四つの柱とする改善案を取りまとめたところでございます。

本年度は、モデル企業として4社を選定し、中小企業診断士や社会保険労務士などを企業に派遣して、改善案に基づく取り組みの実践を通じて、その検証を行い、本年度末までに働き方改革の手引となる改革プランを作成することとしております。

○清水拓也委員 改革プランの内容について具体的に伺いましたが、このプランが実際に企業によって実践されなければ、意味がありません。

仮に、企業にプランが行き渡ったとしても、プランを実施する段階で大小さまざまな課題が発生することは容易に想定されます。改革プランを作成、配付することで終わりではなく、まさに始まりでありまして、実践に向けてのフォローアップが必要であると考えます。

道は、この改革プランに盛り込まれた考え方や工夫の仕方、成功事例などをどのように普及させていく考えか、伺います。

○中川浩利副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 改革プランの普及についてでございますが、道では、改革プランにつきまして、業界団体や関係団体を通じて、会員企業等への周知を図っているほか、北海道社会保険労務士会、商工会連合会と連携し、社会保険労務士や経営指導員が企業にアドバイスする際の参考にしていただくなど、さまざまな場面で活用されるよう、普及に努めているところでございます。

また、働き方改革支援センターを通じまして、企業からの相談や各種セミナーの際に改革プランの普及を行うほか、本年5月には、日ごろから企業と接する機会が多い振興局や市町村の職員を対象とした働き方改革の研修会を開催し、働き方改革の相談ノウハウや改革プランの活用方法について説明を行ったところであり、地域においても、企業からの相談に対して改革プランが活用されるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○清水拓也委員 働き方改革支援センターは、今年度が設置から3年目でありまして、最終年度の運営と聞いております。

【第2分科会 7月2日 第3号】

昨年10月に道が策定した働き方改革推進方策の推進期間は平成31年度までであり、その実効性の確保のためにも、支援センターが担っている役割は重要であると考えます。

雇用環境は逼迫感が強まっており、また、働き方改革に関するさまざまな制度改正が見込まれる中、社会保険労務士や中小企業診断士など専門家に気軽に相談できることは、企業が働き方改革の取り組みを具体的に進める上で非常に重要であり、これまでの全道域での優良取り組み事例などの蓄積や、専門家によるアドバイスを継続していく必要があると考えますが、今後、道では、企業における働き方改革の取り組みをどのように支援していくのか、伺います。

○中川浩利副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 働き方改革の推進についてであります。道では、働き方改革支援センターを設置し、社会保険労務士などの専門家が、働き方改革に取り組む企業からの相談に対応してきたところであります。

人手不足が一層深刻化する中、本道における働き方改革をさらに進めていくためには、身近なところで、働き方改革の推進について相談できる体制を整備することが重要と考えております。

このため、道といたしましては、今後、働き方改革の取り組み事例集や改革プラン、支援センターに蓄積された相談事例などを、地域雇用ネットワーク会議を通じて地域の企業に普及するとともに、産業支援機関や国の関係機関、地域の商工関係団体などとの連携により、効果的な相談対応を行うなど、地域において働き方改革の取り組みが進むよう努めてまいります。

以上でございます。

○清水拓也委員 専門家などの相談機能については、関係機関と連携することももちろん大切だと思いますが、やはり、道みずからがそうした仕組みを持つことが必要と考えますので、しっかり検討していただくことを求めたいと思います。

次に、住宅宿泊事業について伺います。

住宅宿泊事業法が去る6月15日から施行され、いわゆる民泊事業が、明確な法的位置づけの中で実施できることとなり、新しい宿泊形態のスタートを切りました。

以下、民泊事業に関して伺います。

6月15日から法の施行となったわけですが、6月15日現在の道内の届け出状況、受理状況はどのようになっているのか、地域別や類型別の内訳なども含めて伺います。

○中川浩利副委員長 観光局参事安彦史朗君。

○安彦観光局参事 届け出等の状況についてでございますが、届け出の受け付けを開始した本年3月15日より、法が施行された先月15日までに、道内全体で延べ2301件の相談が寄せられ、届け出件数については677件で、そのうち、内容審査を終えて受理したものが428件に上っておりまして、全国でも多い件数となっているところでございます。

受理をした件数を地域別で見ますと、札幌市内が337件と大半を占め、後志管内が41件、上川管内が13件、渡島管内が12件となっております。

また、類型別では、いわゆる家主居住型が122件、家主不在型が306件となっているところでご

ざいます。

以上でございます。

○清水拓也委員 2301件の相談が寄せられたということではありますが、その内容はどのようなものだったのか、伺います。

○安彦観光局参事 相談の内容についてでございますが、道では、届け出の受け付け開始に先立ちまして、民泊事業者向けの手引やパンフレットを作成し、ホームページ、店頭配付等により、周知に努めてきたところでございます。

こうした中、事業を営もうとする方々から、法令や届け出 процедурに関する多くのお問い合わせをいただいております。その内容は、届け出書や添付書類の作成方法とか、家主居住型と家主不在型の違いによる法令上の取り扱い、住宅宿泊事業を営む際の安全基準など、多岐にわたっているところでございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 法施行前に民泊を営業していた無届け事業者は、法施行後も営業していれば違法民泊となります。

先般、民泊仲介サイトを運営する大手業者が、住宅宿泊事業法の届け出を行っていない施設の予約を一方向的にキャンセルし、旅行者や民泊事業者の間で混乱が生じていると報じられました。観光で本道を訪れた方が、そうしたトラブルに巻き込まれれば、国際的な観光地としての北海道ブランドにも傷が付きかねないと思います。

道内では、そうした許可を得ていない住宅宿泊事業者の動向をどのように把握し、どう対応していくのか、伺います。

○中川浩利副委員長 誘客担当局長榎信彦君。

○榎誘客担当局長 違法民泊への対応についてでございますが、道では、これまでも、旅館業法の許可を得ていない、いわゆる違法民泊に対しましては、行政指導などの必要な対応を行ってきたところでございます。

今般の住宅宿泊事業法の施行を契機といたしまして、道では、住民からの苦情や違法民泊に関する通報などを一元的に受け付けるコールセンターを札幌市と共同で開設したところでございまして、コールセンターを初め、道や保健所設置市の窓口などを通じて情報収集を行い、違法民泊の疑いがある場合には、速やかに現地調査を実施いたしまして、その結果に応じて、法令に基づく届け出や許可申請を促すなど、指導の徹底を図ってまいります。

以上です。

○清水拓也委員 最後に、今後の対応について伺います。

法及び条例の適正な適用を通じ、周辺住民の安心をしっかりと確保し、地域が受け入れられる健全なビジネスとしての民泊を育てていくことが、地域経済の活性化につながると考えます。

道は、今後、民泊を観光政策の中でどのように位置づけ、働きかけていく考えか、伺います。

○中川浩利副委員長 経済部観光振興監本間研一君。

【第2分科会 7月2日 第3号】

○本間経済部観光振興監 民泊への対応についてでございますが、インバウンドのさらなる拡大や観光のリーディング産業化を目指す本道にとって、民泊は、増加する観光客に対応した宿泊施設の確保のみならず、道民の暮らしや文化に触れ合い、交流を深める機会の提供など、本道を訪れる方々の多様な観光ニーズに応える新たな受け皿となるものと期待されるところでございます。

このため、道といたしましては、住民や旅行者の安全、安心の確保を第一に、法令に基づく適正な指導監督に努めますとともに、地域や民間事業者と連携し、自然、食などを組み合わせた北海道ならではの民泊を促進するなど、本道の魅力を生かした観光振興につなげてまいります。

以上でございます。

○清水拓也委員 終わります。

○中川浩利副委員長 清水委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川浩利副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

7月3日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時17分散会